

弁理士 同友会だより



V o l . 1 8 - 1 2 0 1 2 . 1 2

(電子版第4号)

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ 30 周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」

会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」

会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」

会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」

会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより 平成24年度号(電子版第4号)目次

※各目次はハイパーリンクになっています

平成25年度日本弁理士会役員定時選挙報告

「当選御礼と抱負の一端」

平成25年度日本弁理士会会長 古谷 史旺 6

「副会長就任あいさつ」

平成25年度日本弁理士会副会長 石川 憲 8

同友会だよりの発行にあたって

平成24年度広報担当副幹事長 山下 幸彦 9

弁理士同友会幹事長挨拶

平成24年度弁理士同友会幹事長 石川 憲 10

日本弁理士政治連盟報告

平成24年度日本弁理士政治連盟副会長 飯田 昭夫 12

日本弁理士会執行役員会報告

平成24年度日本弁理士会副会長 関 昌充 14

平成24年度弁理士連合クラブ報告

平成24年度弁理士連合クラブ副幹事長 小川 眞一 17

会員公募記事

会員 安彦 元 21

平成24年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

防災会議議長 井澤 幹 23

財務委員会委員長 石川 憲 25

ADR推進機構委員長 松本 英俊 26

紛議調停委員会委員長 天野 泉 32

平成24年度弁理士同友会三役奮闘記(総務・会計)

総務担当副幹事長 粕川 敏夫 34

会計担当副幹事長 本田 淳 35

平成24年度弁理士同友会納涼会・旅行会・忘年会報告

福利厚生担当副幹事長	仲村 圭代	・・・・・・・・	37
------------	-------	----------	----

平成24年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会委員長	石埜 正穂	・・・・・・・・	41
東海委員会委員長	佐久間 卓見	・・・・・・・・	43

平成24年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会報告			
人事担当副幹事長	中原 文彦	・・・・・・・・	47
政策委員会報告			
政策委員会委員長	伊賀 誠司	・・・・・・・・	50
研修委員会報告			
研修委員会委員長	中村 信彦	・・・・・・・・	52
組織委員会報告			
組織担当副幹事長	大橋 剛之	・・・・・・・・	54

会員の広場 新規入会者より

会員	橋本 哲	・・・・・・・・	63
会員	駒場 大視	・・・・・・・・	64
会員	大井 一郎	・・・・・・・・	65
会員	服部 綾子	・・・・・・・・	66
会員	田崎 聡	・・・・・・・・	67
会員	奥富 圭一	・・・・・・・・	68
会員	犬飼 康天	・・・・・・・・	69

会務報告

平成24年度総務担当副幹事長	粕川 敏夫	・・・・・・・・	70
----------------	-------	----------	----

同友会通信

テニス同好会	神崎 正浩	・・・・・・・・	74
女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」	古川 友美	・・・・・・・・	75
野球同好会「パイレーツ」	小島 猛	・・・・・・・・	78
ジョギング同好会「エンペランズ」	大橋 剛之	・・・・・・・・	80

資料

平成24年度弁理士同友会役員等	・・・・・・・・	83
平成24年度日本弁理士会役員等	・・・・・・・・	87

弁理士同友会会則	・・・・・・・・・・・・・・	9 1
----------	----------------	-----

編集後記		
広報委員長	笹川 拓	・・・・・・・・・・・・・・ 9 4

表紙「題字」	田中 武文
「シンボルマーク」	早川 正広

平成25年度日本弁理士会役員定時選挙報告

当選御礼と抱負の一端

平成25年度日本弁理士会会長

古谷 史旺



この度の熾烈な会長戦と副会長戦では、弁理士同友会の皆様の絶大なご支援・ご協力により、不肖古谷と石川先生は当選を果たすことができました。

これは、現執行部の皆様はもとより、選対委員長をご快諾頂いた丸山英一先生をはじめとする選対委員の皆様、更には友党の弁理士クラブの皆様、西日本弁理士クラブ、日本弁理士クラブ、弁理士クラブ21世紀、東海協議会の皆様のご支援を頂いた賜であり、深く感謝申し上げます。

蓋を開けてみれば、会長戦は3159票という大量の得票を頂き、第2位と第3位の候補者の得票を足しても届かない程の圧勝でした。

副会長戦は、苦戦を強いられましたが、それでも最終的には弁理士同友会の底力を示す結果となりました。

しかし、友党の弁理士クラブの副会長候補が落選という事態を招き、一人浮かれている場合ではありませんでした。私は弁理士連合クラブの現役幹事長でもあります（12月末まで）から、全員当選を果たせなければ役目を全うしたことにはなりません。

幸いにも、会長戦と副会長戦をセットで立候補された副会長当選者の理解と協力を得ることができました。その結果、全員当選という所期の目的を達成することができ、ホッとしたところです。

選挙の開票は11月1日でしたが、11月27日より「次年度会務検討委員会」が始まり、毎週火曜日に午前10時30分から午後5時まで、8名の副会長と一緒に“会務と会計”の勉強をさせて頂いています。その中で私の選挙公約である“弁理士の存在価値を高める”ミッションを実現するため、①人材育成と業務支援、②活力ある知的財産制度の実現、③誇りの持てる弁理士制度の実現、④啓発活動、支援活動、⑤弁理士会の組織の見直しを、基本方針として最大限の努力をしたいと考えています。少し具体的に言えば、“100件書いて一人前”と言われる明細書の作成技術について、すでにリタイヤした／リタイヤを考えている先輩弁理士の力を借りて、実務経験の乏しい若手弁理士を育てるスキームを構築し、弁理士の存在価値を高めたいと考えています。

また、常議員会と執行役員会、さらには正副会長会との関係をシンプルな形に作り直すことも考えています。さらに、将来に希望の持てる弁理士制度を実現するため、試験制度を含めた弁理士制度の再構築も必要です。

選挙で私を支持してくれた皆様は、“古谷なら、どんな障害も乗り越えて、前に進めてくれる！”と期待しています。そのことを強く実感しています。

“慎重に、しかし大胆に” 実行することをお誓い申し上げます。

以 上

平成25年度日本弁理士会役員定時選挙報告

副会長就任あいさつ

平成25年度日本弁理士会副会長

石川 憲



平成25年度日本弁理士会役員定時選挙にて、弁理士同友会の会員各位のご推薦をいただき、副会長に当選させていただきました石川でございます。副会長就任に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

この度の副会長選挙では、定員8名に対して10名が立候補し、かつてないほどの混戦ではございましたが、会員の皆様に多大なご支援を賜りました結果、無事当選させていただき、副会長として活動する機会を与えていただきました事に、改めてお礼を申し上げます。誠に有難うございました。

日本弁理士会の会則には、副会長は、会長を補佐するとあり、同友会から推薦され見事に当選されました古谷次期会長の補佐することが私の使命であります。同じ会派から選出された会長にお仕えすることができるというのは、めったにない機会であり、身の引き締まる思いがするのと同時に、良い機会に巡り合えたとも考えております。まだまだ若輩にて微力ではありますが、諸先生方の意見に耳を傾けつつ、来年度の古谷会長が動きやすくなるよう、精一杯努力いたします。また、これからの一年間で身につけられることは可能な限り身につけ、同友会の皆様に会務内容や種々の情報をフィードバックすることができるようにするつもりでありますので、同友会会員の先生方におかれましてはご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

すでに、11月から次年度会務検討委員会が立ち上がり、次期役員一同が毎週集まり、次年度会務について検討を始めております。次年度は、日本弁理士会は、弁理士法改正の最終調整という大事な局面を迎えます。また、昨今、特許出願件数の減少するなか、弁理士数の増加も相まって、弁理士資格を取得しても稼ぐことがままならない状況となっており、弁理士の存在価値を高め、弁理士が稼ぐことができる環境づくりを模索していかなければなりません。

かような大きな事業を滞りなく進めていくにおいて、ごく少数の役員だけで対処するには限界がございます。従いまして、同友会の会員の先生方には、次年度執行部を何卒お引き立てのほど、宜しくお願い申し上げます。

以上

同友会だよりの発行にあたって

平成24年度広報担当副幹事長

山下 幸彦

平成24年の「同友会だより」電子版をお届けします。

年末ご多忙の折、原稿の執筆をご快諾頂きました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

今年は、日本人選手による数多くのメダル獲得で盛り上がった「オリンピックの年」であり、東京では173年振りとなる金環日食を観測できた「天体ショーの年」であるのと同時に、アメリカ、フランス、ロシアの大統領選挙など世界の各地で大きな選挙の行なわれた「選挙の年」でもありました。

日本においても衆議院議員選挙が行なわれ、弁理士の世界でも会長選挙を含む日本弁理士会の役員定時選挙が行なわれました。

日本弁理士会の役員定時選挙の結果につきましては、既に皆様ご存知のとおり、弁理士同友会の会員であられる古谷史旺先生が会長に当選され、副会長を始めとする各役員選挙に立候補されました弁理士同友会の会員の先生方も全員当選されました。

改めまして、この誌面をお借りしてお祝い申し上げます。

本年は、このような喜ばしい結果を改めて会員の先生方に報告するという編集方針から、巻頭に「選挙報告」を掲載させて頂くことになりました。

本年「同友会だより」は電子版のみの発行になりましてから第4回目となります。

電子版のみの発行となって以降の「同友会だより」は、従来の「弁理士同友会の記録」、「会員の先生方への活動報告」としての役割を担うのと同時に、「弁理士同友会」以外の弁理士全体への「広報活動」としての役割も担いつつあるように感じております。

本年「同友会だより」が今後も続く「弁理士同友会」の中で、「記憶に残る一冊」であるのと同時に、これからも「同友会だより」が「弁理士同友会の記録」、「会員の先生方への活動報告」、加えて「弁理士全体への広報活動」の一つとして、末永く刊行され続けられますようお願いしております。

末筆ながら、本年「同友会だより」の発行に際しご尽力頂きました、広報委員会委員長 笹川拓先生、広報委員会委員 森俊秀先生、越場洋先生に深く感謝申し上げます。

以 上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成24年度弁理士同友会幹事長

石川 憲



平成24年幹事長を務めさせて頂きました石川です。弁理士同友会会員の皆様におかれましては、日頃から会務にご協力賜わり、誠にありがとうございます。

昨年は、第一に組織基盤の整備、第二に日本弁理士会役員定時選挙の対応、第三に弁理士連合クラブの問題についての対処という三つの事柄をテーマとして事業計画に掲げ活動してまいりました。

<組織基盤の整備>

組織基盤の整備につきましては、世代間交流を推し進め、会派内での人材交流を活発化して会務に参加しやすい環境づくりを目指しました。納涼会、旅行をあらゆる年代の方々が参加しやすくなるよう配慮するなど、主に福利厚生委員会の先生方に尽力いただきました。

組織基盤の問題は、一朝一夕には片付く問題ではありませんから、継続的に施策を打っていく必要があります。日本弁理士会を支える一会派として組織強化を図ることは我々同友会にとって一番必要なことだと考えております。しかしながら、昨年は、組織強化以外にも、上記した二つの重要な事業があり、さらに大部分の時間を割くほかに、組織強化策の一つである魅力ある同友会作りという点について有効な施策を打つことができなかったことが悔やまれます。是非、次年度以降の執行部には、組織基盤強化に力を入れていただきたいと存じます。

<日本弁理士会役員定時選挙の対応と弁理士連合クラブ問題の対応>

昨年度は、日本弁理士会役員定時選挙にて弁理士同友会から会長を輩出するため、選挙活動に邁進し、また、会長擁立に向けて弁理士連合クラブの再稼働に取り組みました。

弁理士同友会は、小池晃元会長以来、日本弁理士会へ会長を送り込むことができずにおり、2年前にも古谷会員が立候補しましたが、残念ながら落選してしまいました。この度の選挙でも2年前と同様、現奥山会長が立候補し、会長選挙と相成りましたが、8月に弁理士連合クラブの再稼働にこぎつけることができ、弁理士連合クラブのみならず、西日本弁理士クラブ様、日本弁理士クラブ様からも支援を頂戴することができ、無事当選を勝ち得ることができました。幹事長として、この場を借りまして、心よりお礼を申し上げます。また、会長選での勝利は、2年前にも大変ご苦勞をなされた井澤元幹事長と丸山英一役員協議委員長、また、古谷会長を実現するために下地作りをなされました飯田前幹事長を始めとして選挙にご協力頂きました先生方の並々ならぬ努力の積み重ねの結果であるということも一言申し上げ、感謝したいと存じます。

弁理士連合クラブの問題につきましても、道のりは平坦ではありませんでしたが、上記の通り、再稼働にこぎつけることができ、2年来の問題が解決できたことは弁理士同友会にとってプラスであったと考えております。次年度からは、旅行会も行われる予定であり、弁理士連合クラブが正常な状態に戻ったことは幹事長としても喜ばしい限りであります。

昨年度は、二つの事業が成功裏に終わったということで、弁理士同友会にとって非常に幸運に恵まれた年であったと思います。このような年に幹事長をお任せいただきました同友会会員の皆様に最後にお礼を申し上げ、幹事長挨拶に代えさせていただきたいと存じます。有難うございました。

以 上

日本弁理士会政治連盟報告

日本弁理士政治連盟会長から 初の日本弁理士会会長誕生！

日本弁理士政治連盟副会長

飯田 昭夫



1974年（昭和49年）に弁理士会の臨時総会での幹旋決議により日本弁理士政治連盟（以下「弁政連」という）が誕生してから38年、ようやく弁政連関係者しかも直前会長であり我が同友会の古谷史旺先生が次期日本弁理士会会長に当選しました。

お祝い申し上げます。古谷先生の弁政連での活躍は、杉本勝徳弁政連副会長（会長代行）が弁政連フォーラム第237号で紹介しているように、弁政連会長として1年のうち100回以上政治家と勉強会等で接触し、議員に知財制度の問題点を説明するとともに、各党の弁理士議連、知財議連等の会合やパーティに出席して知財関連法改正の要望を伝える為の地道な活動にあります。

今後は、今までの経験を基にして、日本弁理士会と弁政連との連携をより密にし、弁理士法改正や知的財産制度の強化に取り組まれることを期待します。

次に、弁政連フォーラムに掲載された主な活動を紹介することで、弁政連の活動報告とします。

（1）8月14日、8月1日付で就任された小糸正樹特許庁総務部長を表敬訪問。弁政連が政治活動をするときのスタンスを伝えるとともに、弁理士法改正では「弁理士使命条項」を含めた抜本的な法改正が必要であることを訴え、総務部長からは引き続き弁政連とは信頼関係を維持強固なものにしていきたいとの要請も受けました。

（2）弁理士試験合格者数の適正化（大幅抑制）の必要性について、日本弁理士会と弁政連が連携し、次の活動を行いました。

- ① 7月10日、経済産業省北神圭朗大臣政務官を日本弁理士会奥山会長等と表敬訪問し、弁理士制度の喫緊の課題（弁理士試験合格者数の適正化）について意見交換しました。
- ② 7月11日には、古川元久国家戦略担当大臣を日本弁理士会奥山会長並びに担当副会長等と共に表敬訪問し、政府の知的財産戦略本部の人員と弁理士試験合格者数の適正化について意見交換しました。
- ③ その他、日本弁理士会と弁政連が一致協力して、6月27日「藤末健三議員と総務省を交えての懇

談」、7月11日に「民主党知的財産制度改革推進議連大畠会長との懇談」を行い、早期に弁理士試験合格者数を大幅抑制するよう訴え、7月31日には前総理の菅直人衆院議員と懇談を行い、弁理士試験合格者数の適正化、弁理士法改正について支援をお願いしました。

(3) 9月1日、弁政連主催の講演会として初めて、古川元久国家戦略担当大臣の特別講演会を企画し、名古屋市内のホテルで「我が国の知的財産戦略について」という講演を開催しました。その後2度ほど弁理士制度の課題について意見交換をしました。

(4) 11月13日、深野弘行特許庁長官を表敬訪問し、知的財産制度と弁理士制度についての意見交換を行いました。特に平成26年の通常国会に提出が予定されている弁理士法改正について、知的財産制度を担う中核人材が「弁理士」であることを確固不動のものとするため、弁理士の使命を規定するような抜本的な法改正の実施を要請しました。特に特許庁長官とは、日本産業の再生復活には知的財産重視の政策が急務であること、弁理士法改正を見据えた弁理士制度の拡充強化の必要性についての意見の一致をみることができました。そして長官から特許庁と弁理士は車の両輪で、これからも特許行政の一翼を担う重要な存在として弁理士の皆さんと一緒に課題に取り組んでいく姿勢を示して頂きました。

(5) 衆議院議員選挙にあたり、弁理士法改正・知的財産制度の強化等、日本弁理士会のために協力して頂ける候補者を弁政連として推薦しました。

以 上

日本弁理士会執行役員会報告

「辨理士」ブランドについて考える

平成24年度日本弁理士会副会長

関 昌充



はじめに

弁理士同友会からの推薦で日本弁理士会副会長を拝命しております関昌充です。

本年度の会務では、広報センター、ソフトウェア委員会、著作権委員会、知財経営コンサルティング委員会、パテントコンテスト委員会、農林水産知財対応委員会と北陸支部を担当しております。

日本弁理士会の組織図を見ると、執行役員会を頂点とするトップダウン型の組織と見ることも出来ますので、担当役員は、執行役員会の意思を委員会・附属機関等の運営に反映させる役割と見ることもできます。しかしながら、本年度の会務に参加した感触や、筒井大和会長（当時）の下、著作権委員会の委員長を拝命した際に、ご教授いただいた内容を思い返すと、担当役員は、ボランティアで自律分散的に活動していただいている委員会・附属機関等と執行役員との橋渡しをする役割ではないかと考えております。

「日本弁理士会」のブランド

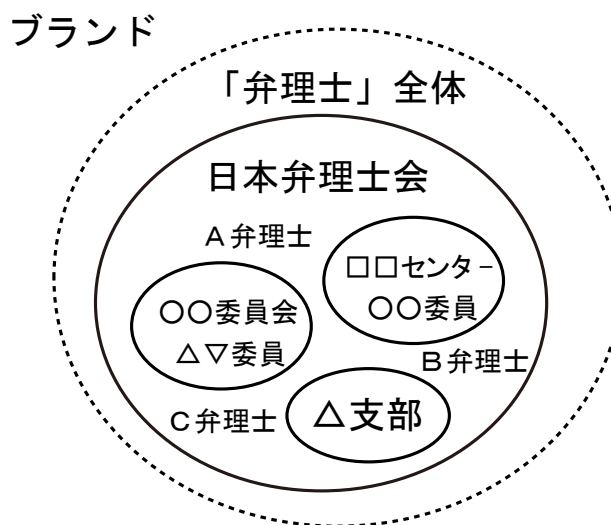
本年度は、広報センターの担当ということで、日本弁理士会のブランドについて考える機会がありました。企業等であれば、まず、企業理念があり、それに沿った形での行動指針があり、これらに整合する事業活動・広報活動を行った結果、企業等としてのブランドが形成されていく、という状況があるかと思います。

日本弁理士会の現状は、企業で言えば企業理念に相当するものが明確化されておらず、会員間で共通の認識があるとは言えない状況かと思います。本年度は、奥山会長の主導で「日本弁理士会の使命を考えるために」と題して、議論が始まりましたが、会員間の共通の認識として定着するまでには、まだまだ時間がかかるものと思います。

しかしながら、日本弁理士会のブランドイメージが何もないのか？というとそうでもなく、弁理士制度の長年の運用、会務の蓄積等から、「知的財産の専門家」であるという認識や「無駄な予算は使わない」等の約束事は会員間で共有できている状況かと思います。（具体的に、何が無駄な予算なのかで紛糾することもあります。）

日本弁理士会全体として我々がどうありたいのか？という問題については、今後の議論の行方に注目したいところですが、「弁理士」ブランドについては、もう少し考えてみたいと思います。

「弁理士」ブランド



世のブランドを整理すると、企業ブランド、事業ブランド、製品ブランドのような階層に分類することができるかと思います。製品ブランドは個々の弁理士に相当し、事業ブランドは委員会・附属機関・支部等に相当するものと仮定します。弁理士全員が日本弁理士会の会員となっている現状に鑑みれば、企業ブランドに相当する「弁理士」全体のブランドは、日本弁理士会のブランドと同じではないかと思われるかも知れませんが、私は、「弁理士」全体のブランドイメージとは、個々の弁理士全体のブランドから醸成されるものではないかと思っています。

私論

「弁理士」全体のブランドについて語るのはまだまだ早い立場かとは思いますが、敢えて言わせていただければ、弁理士とは、「理（ことわり）を辨（まきま）える士（サムライ）」だと思います。これは、弁理士章の裏面に記載されている「辨理士」を私なりに解釈（曲解？）した結果です。

「辨」については、「王覇の辨」に象徴されるように、違いを見分ける、区別する、要するに「是々非々」のことかと思いますが、「理」とは何でしょうか？法律専門職として、法律的な筋の通しかた、論理の問題を「理」として考えることもできると思いますが、私が考える「理」は、主に、社会全体を動かしている原理のことです。これには、個々人の人生哲学や、弁理士の業務として、「こういう対応をすべきだろう」、「こういうやり方はしないだろうと」、といった漠然と共有されている行動理念のように、幅広い価値観、行動原理のようなものまでが含まれると考えております。

このような、世の中の「理」を「辨」えていないと、執行役員会における起案にしても、世の中に対する政策提言にしても、通るものも通らない、ということになるかと思います。

ブランド価値向上のために

世の理というと、空気読め！ということに尽きるのかも知れませんが、日々の業務（業を習い）だけ

でなく、違った観点での磨き（学を修め）も必要なのかも知れません。昔は業務や会務に参加している際に、先輩方の立ち居振る舞いや言動から薫陶を受けたものですが、近時は、業務環境の変化や「業を習い」の方で忙しく、機会が減っているのかも知れません。

遠回りに感じられるかも知れませんが、特に若い先生方には、日常の業務だけではなく、会務にも参加していただいて、自分を磨いていただければと思います。個々人のブランド価値向上が、弁理士全体のブランド価値向上に繋がるのだと思います。

以 上

平成24年度弁理士連合クラブ活動報告

平成24年度弁理士連合クラブ副幹事長

小川 眞一



I. 活動報告

弁理士連合クラブの設立目的は、知的財産制度と弁理士制度の改善と向上を図ることにあります。

我々は、その目的を実現するため、日本弁理士クラブ及び西日本弁理士クラブと共に、日本弁理士会の活動を全面的に支える一方で、活動の方向性を正す役割も果たさなければなりません。

事情により、この2年間、当クラブは活動を休止していましたが、弁理士クラブと弁理士同友会の永岡重幸、石川憲両幹事長を始めとする関係各位の並々ならぬご努力により、活動の再開を果たすことができました（7月31日連合臨時総会で活動再開を決議）。連合クラブの年度は1月～12月でありますので、残り5ヶ月という時期の活動再開でしたが、日本弁理士クラブ及び西日本弁理士クラブとの連携を深め、一時も早く本来の姿を取り戻したいとの一心で活動を再開してきました。その甲斐あってか、この間、皆さんもご承知の通り、以下のような実に劇的な展開を見ることができ、連合クラブは大きな成果を上げることができました。

- (1) 7/23 弁ク・同友ほぼ同時刻にそれぞれ臨時総会を開催→平成25～26年度の日本弁理士会の会長候補として古谷史旺会員（登録番号7271号）を承認するとともに、連合の活動再開方針を決議。
- (2) 7/31 連合クラブ第1回臨時総会を弁ク・同友両幹事長の呼びかけにより開催（於東海大校友会館）→連合の活動再開を決定。役員として、幹事長古谷史旺、副幹事長小川眞一、同中川裕幸、同山川茂樹を選出。
- (3) 8/06 連合クラブ第2回臨時総会（於弁理士会会議室）→古谷史旺会員を次年度日本弁理士会会長候補予定者として推薦することを決定。
- (4) 9/06 「弁理士連合クラブの活動再開をご報告する会」を執り行う（於東海大校友会館）。来賓を含め80名強の参加。
- (5) 9/26～10/14 平成25年度日本弁理士会役員選挙運動期間。10/15～10/31 同投票期間。

連合弁理士クラブ推薦の古谷史旺会員（登録番号7271号）に対して、西日本弁理士クラブ、日本弁理士クラブの推薦も受け、また、丸山英一選対委員長を中心とする選対委員各位の綿密な選挙活動の成果もあって、三つ巴の選挙戦を有利に展開。有効投票数6,157票中過半数の3,159票を古谷会員が獲得し、トップ当選。

連合クラブ再開わずか4ヶ月の快挙でありました。支援して下さった方々には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

以下、主な活動を列挙し、活動報告とします。

〔主な活動・関連する活動も含めて〕

- ・ 7/31 連合第 1 回臨時総会（於東海大校友会館）
→連合の活動再開を決定。役員選出：幹事長古谷、副幹事長小川、中川、山川。
- ・ 8/06 連合第 2 回臨時総会（於弁理士会会議室）→古谷会長候補予定者の推薦決定。
- ・ 8/10 日弁・連合幹部懇談会を開催。11 名の出席（於割烹萬代）。
- ・ 8/17 西日本弁理士クラブ（大阪）訪問。「西日本弁理士クラブの原田幹事長ほかと、連合の正副幹事長及び連合選対の正副委員長並びに弁ク・同友の各幹事長との打ち合わせ会（政策協議）」を開催。
- ・ 9/06 三派協議会（日弁・西日本・連合）
- ・ 9/06 「弁理士連合クラブの活動再開をご報告する会」を執り行う。
* 来賓：日本弁理士会会長、日本弁理士クラブと傘下 5 クラブ、西日本弁理士クラブ
* 内訳：弁ク（30）、同友（30）、日弁（3）、P A（3）、春秋（3）、
無名（3）、稲門（3）、南甲（3）、西日本（3）、会長（1）＝82 名
- ・ 9/11 三派協議会
- ・ 9/28 三派協議会
- ・ 10/01 連合拡大選対委員会
- ・ 10/05 第 1 回連合選対票読み
- ・ 10/10 第 2 回連合選対票読み
- ・ 10/12 第 3 回連合選対票読み
- ・ 11/01 次年度弁理士会役員当選発表→春秋を除く関東各会派に挨拶回り（古谷、石川、丸山、小川にて）。
- ・ 11/28 連合クラブ主催の平成 25 年度日本弁理士会役員当選祝賀会を開催（於ホテルニューオータニ）。
・ 約 90 名の参加（来賓：会長、西弁、日弁、南甲、P A、春秋、無名、稲門）
- ・ 12/10 連合クラブ幹事会&第 3 回臨時総会→次期連合幹事長に丸山英一会員（登録番号 10134 号）を選出。幹事長以外の連合クラブ役員、相談役及び顧問の選任については、次期幹事長に一任。
- ・ 12/12 16:00～三派協議会（日弁・西日本・連合）。18 名参加。次年度会務を協議。
- ・ 12/12 18:30～日本弁理士クラブ主催の平成 25 年度日本弁理士会役員当選祝賀会に、連合クラブより来賓として参加（於東海大学校友会館）。

II. 平成 24 年度の弁理士連合クラブ組織

- ・ 幹 事 長 古谷史旺（同友）
- ・ 副幹事長 中川裕幸（弁ク）、山川茂樹（弁ク）、小川眞一（同友）
- ・ 幹 事 塩野谷英城、絹谷晴久、木戸基文、柿本邦夫、大塚明博、坂本光雄、
新井 全、山木義明、松下 満、菊池 徹
- ・ 監 査 坂口信昭、齋藤美晴
- ・ 委員会
- ①総務委員会
担当副幹 中川裕幸（弁ク）

- ・委員長 中原文彦（同友）
- ・副委員長・会計 小國泰弘（弁ク）
- ・委員（両クラブより若干名）

②役員協議（選挙対策）委員会

担当副幹 山川茂樹（弁ク）

- ・委員長 丸山英一（同友）
- ・副委員長 永井義久（弁ク）
- ・委員

〈弁ク〉永岡重幸、今堀克彦、折居 章、梶 俊和、木戸基文、黒田 壽、
阪田俊彦、住吉勝彦、井上誠一

〈同友〉石川 憲、藤浪一郎、吉村俊一、須田守一、堂本 環、大橋剛之、
飯野智史、石井理太、高下雅弘、徳増あゆみ、

③政策委員会

担当副幹 小川眞一（同友）

- ・委員長 山崎高明（同友）
- ・副委員長 山本晃司（弁ク）
- ・委員

〈弁ク〉井上誠一、黒田 壽、渡邊一平、伊藤 進、今堀克彦、梶 俊和、
永井義久、岩田耕一、山川茂樹、小國康弘

〈同友〉石川 憲、茂木康彦、伊賀誠司、天野 泉、竹内 裕、中原文彦、
山田武史、笹川 拓、恒川圭志、笹野拓馬、大和田昭彦

④企画委員会に関しては組織せず。→＊本年度は旅行会&研修の予定無し。

Ⅲ．連合推薦の平成 25 年度日本弁理士会役員当選者

（同友）

会 長 古谷史旺（フルヤフミオ） 登録番号 07271

副会長 石川 憲（イシカワケン） 登録番号 12232

常議員（関東選挙区）

本田 淳（ホンダアツシ） 登録番号 14290

茜ヶ久保公二（アカネガクボコウジ） 登録番号 12675

監 事 田辺敏郎（タナベトシロウ） 登録番号 07132

（弁ク）

副会長 富澤 孝（トミザワタカシ） 登録番号 09700

常議員（関東選挙区）

大淵美千栄（オオフチミチエ） 登録番号 09039

岸本達人（キシモトタツヒト） 登録番号 10449

金井英幸（カナイヒデユキ） 登録番号 17936

＊次年度のご活躍を祈念いたします。

以 上

会員公募記事

知財研究活動を通じて

会員 安彦 元

私が知財経営に関する研究活動を始めたのは、真にクライアントの意にかなったコンサルティングを行なうために、知財経営のベースになる技術経営（Management of Technology）の深い理解が必要であると考えていたためである。今から7年も前になるが、私は弁理士業の傍ら、技術経営専門職大学院（MOT大学院）に入学し、そこから3年間に亘り学校生活を送り、研究活動を行なった。今思い出しても、その3年間は創造と発見に満ちており、忙しい日々ではあったが、知的好奇心旺盛な私にとって非常に刺激的な日々であったと思う。当初はどのように研究を進めてよいか分からずに四苦八苦していたが、同じ研究室の同僚から話を聞く限り、知財分野の技術経営的アプローチの研究は、実は研究テーマとしては重要なものは沢山あるのだが、実は打ち立てた仮説を検証する方法がなかなか無いのである。このため、逆に仮説を検証するメソッドを開発してしまえば、比較的研究がスムーズに進むのではないかと考えた。仮説の検証で最も簡単なのは「数値化」である。特許明細書力、中間処理、鑑定、侵害訴訟、ブランドの信用力、ライセンス等、知財経営上取り扱うべきターゲットは様々であるが、これらのターゲットを最も確からしい方法で数値化すれば、その数値データを使って仮説を検証することができるのである。それが分かったお陰で、私の研究生活は非常に楽だった。

その結果、3年で学位を取得して無事に卒業。で終わるところだが、実はその後に、まだ続きがあった。在学中は、様々な研究をやってきたが、その中の一つの研究テーマである「格成分数」の研究が大当たりしたのである。「格成分数」とは、動詞による文の形成に必要な名詞句であるが、これを用いて特許請求の範囲の記載分析を行うことにより、その特許の活用性を数値化するというコンセプトであり、私が発案したものである。当時は学校を卒業するために苦肉の策として考えたものに過ぎなかったが、何と卒業後に大手シンクタンクからオファーがあり、格成分数を新たな特許評価指標として製品化したいとのことであった。自分のやってきた研究が世の中の役に立てるのであれば、そんな幸せなことではないと思ったので、勿論快諾した。しかし、それからというもの私の生活は激変した。つまり、本業としての弁理士業に加えて、製品開発という全く違うジャンルの仕事を並行して進めなければならず、忙しさが倍増となった。開発業務といっても、提携するシンクタンクの開発者が格成分の自動抽出アルゴリズムを開発し、それを基に実際に特許公報から格成分を抽出し、その抽出結果の成否を私がひたすら添削し、開発元に改善案をフィードバックするのである。そのプロセスが延々と繰り返して行われる。延べ6000件以上は添削していると思うが、それだけ丹念で時間の要する作業であった。しかし格成分の自動抽出の精度が±1%以内に収まったときには本当に感無量であり、普段味わうことができない達成感があった。開発した製品は、日経産業新聞にもトピックで取り上げられ、2013年の2月にリリース予定である。

そのような訳で、当初は技術経営をマスターするために始めた研究活動が、いつのまにか製品化につながったという全く想定外の結果にはなったが、普段経験できないことを経験できたことは良かったと思っている。

しかし、研究活動を通じて得たものは、このような製品化や技術経営の知識といったものよりも、大切なのは人との出会いだと思った。在学中は、同じ技術経営であっても知財以外の品質マネジメント、技術マーケティング、金融工学等といった知財とは畑違いの研究している方々と交流する機会も数多くあり、今でもつながっている。これに加えて、大学院を卒業した後に、引き続き研究活動を継続していたら、幸か不幸か、知財学会からはよく発表会の座長に駆り出されるようになり、また某大学での研究会からはオーガナイザーを依頼され、それらの活動を通じて人とのネットワークは確実に広がり、非常に有益なことだと感謝している。

そういう意味で、今後もこれらの知財研究活動は引き続き継続すると共に、これからはその面白さと素晴らしさを少しずつ伝えていきたいと思う次第である。

以 上

平成24年度日本弁理士会委員長・センター長報告

防災会議報告

平成24年度日本弁理士会防災会議議長

井澤 幹



平成24年度日本弁理士会防災会議の議長を仰せ付かっております井澤幹です。

私が弁理士会の防災を支えております。

さて、今年度の防災会議では、東日本大震災に引き続き東京直下型地震が予想されている中、日本弁理士会として、所属する特許事務所・企業として、弁理士として備えていなければならない事は何であるか、を中心に議論を進めております。

その一つとして、毎年行われている日本弁理士会の防災訓練がございますが、今年はその内容に少し変化を加え、近畿支部とTV会議システムを通じて同時開催とし、本会が地震で機能不全に陥った場合を想定して、本会に代わって近畿支部が安否確認メールの送信や災害対策本部の立上げなどをする、実践的な訓練を行いました。

また、訓練ではシナリオを作成し、東京と大阪の主な出席者にはセリフを与え、地震前のノンビリとした様子から緊迫感のある地震直後、終盤には奥山会長が瓦礫の下敷きに…というブラックユーモアを交えたドラマ仕立てで行いましたので大変盛り上がりました。やはり訓練はやらされるのではなく楽しみながらの方が身に付きます。

ただ、想定外だったのは、訓練が行われたのがちょうど会長選挙立候補届が出揃った時だったので、隣に座っている会長にいつ首を絞められないか心配しながらの訓練となってしまった点ですが、その点のご愛嬌で。

また、もう一つ、防災会議では特許事務所、弁理士としての備えをまとめた「特許事務所の危機管理マニュアル」・「弁理士の防災マニュアル」を既に用意しておりますが、これらマニュアルの存在を知らない会員がまだ多くいる為、活用されていないのが現状です。

その周知活動は必須と考え、これから実行して参りたいと考えております。年明け早々には役員会上程する予定で多少費用がかかる為どうなるかわかりませんが、ご期待頂ければと思います。

その他、報告したい事は山のようにありますが、誰も読まないと思いますので、今日はこれぐらいにしておきます。

最後に。パテント 11 月号でも書きましたが、防災に携わって初めて知った防災標語のお気に入りの一つ。

「空振りを責めるな」

野球じゃありません。緊急地震速報や津波警報が実際よりオーバーだったり外れたりしても（空振りをしても）、責めてはいけないというものです。責めるとそのうち見逃しが始まります。津波警報を信じず逃げ遅れた方が多くいらっしまったと聞いています。

責めずにむしろ有難いと思って警報を親身に受け取ってください。防災対策も同じです。保存してあった乾パン・水の賞味期限が切れても無駄になったと怒ってはだめですよ。

以 上

平成24年度日本弁理士会委員長・センター長報告

財務委員会報告

平成24年度日本弁理士会財務委員会委員長

石川 憲



平成24年度日本弁理士会財務委員会の委員長を仰せ付かっております石川です。

本年度は、諮問事項に加えて3つの審議委嘱事項を検討し、本報告を執筆している段階では、諮問事項と2つの審議委嘱事項につきまして審議終了し、最後の審議委嘱事項につき検討を開始している状況で、お陰さまで最後まで無事に委員長を全うすることができそうです。

当委員会は、現状、8名の会員で構成されております。

また、当委員会の職務権限は、

- (1) 日本弁理士会の財政に関する調査、研究
- (2) 日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案
- (3) その他、日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案

となっております。

本年度の財務委員会への諮問事項は、「登録料の見直し」についてでありましたが、審議を終了して役員会へ報告し、総会にて登録料を3万6千円とする議決を得ております。

また、審議委嘱事項は、大まかに、「会館施設整備均等準備基金積立金および会館補修基金積立金の見直し」、「資金の運用方針・運用手続に関する規則（内規第80号）の見直し」、「支部予算についての検討」の3つです。

「会館施設整備均等準備基金積立金および会館補修基金積立金の見直し」については、弁理士会の方針に則り、将来の金銭的な備えをするべく審議し、報告書を提出しました。

「資金の運用方針・運用手続に関する規則（内規第80号）の見直し」につきましても、現状に即さない規定を見直しして、改正案とともに報告書を提出済みであります。

「支部予算についての検討」につきましては、急遽委嘱されたもので1月から審議を始める予定となっております。

以 上

平成24年度日本弁理士会委員長・センター長報告

ADR推進機構委員会報告 及び 日本知的財産仲裁センターの紹介

平成24年度日本弁理士会ADR推進機構委員長

松本 英俊

〔1〕はじめに

ADR推進機構は、ADRについての調査、研究とADRの普及と利用促進、特に、日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で運営する日本知的財産仲裁センター（以下単に「センター」ともいう。）の利用促進を図るための活動を行っている委員会です。本年度の当委員会の委員数は32名で、うち20名の委員がセンターの運営委員を兼務しております。センターの運営委員が当委員会の委員の半数以上を占めているのは、センターの活動をバックアップするために、センターの活動について詳しい委員が必要であるからです。

以下、本年度の当委員会の活動について報告させていただくとともに、センターの利用をお勧めするために、センターの業務について紹介させていただきます。

〔2〕本年度当委員会に対する諮問事項及び委嘱事項

本年度の当委員会に対する諮問事項及び委嘱事項は下記の通りです。

諮問事項

1. 日本知的財産仲裁センターの利用促進についての調査・研究
2. ADR制度についての調査・研究

委嘱事項

1. 日本知的財産仲裁センターの利用促進に向けた活動
2. 日本知的財産仲裁センターの運営への協力
3. 日本弁理士会研修所が実施する研修への協力
4. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実
5. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力
6. 事業適合性判定制度についての研究・普及（新規）
7. 調停の実務に関する研究及びその成果の普及（新規）
8. 一般社団法人日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会（大阪）の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表の申込と実行

9. 一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表内容の準備

〔3〕部会構成

上記の諮問事項について審議し、委嘱事項を実行するため、本年度は以下に示す4つの部会を編成し、第1部会は1名の副委員長が部会長として、また第2部会ないし第4部会はそれぞれ2名の副委員長が部会長及び副部会長として責任を持つ体制にいたしました。

＜第1部会＞

所管事項

委嘱事項2. 日本知的財産仲裁センターの運営への協力

＜第2部会＞

所管事項

諮問事項1、委嘱事項1、委嘱事項3のうち、「知的財産に関するADRの活用について」のセミナーの実施及び委嘱事項7～9

＜第3部会＞

所管事項

委嘱事項3のうち、「事業適合性判定業務についてのセミナー」の実行

委嘱事項8. 事業適合性判定業務の研究・普及

＜第4部会＞

所管事項

諮問事項2. ADR制度についての調査・研究

委嘱事項9. 調停実務についての研究及びその成果の普及

〔4〕本年度当委員会の活動

上記の委嘱事項のうち、「日本知的財産仲裁センターの利用促進に向けた活動」に関しては、東京都知的財産総合支援センターに対してセミナーを開催した他、大阪にて企業向けのセミナーを開催いたしました。

委嘱事項3. 日本弁理士会研修所が実施する研修への協力に関して、昨年度からセンターで開始された新規事業である事業適合性判定に関するセミナーを平成24年12月に東京で開催しました。また平成25年3月に大阪で知的財産に関するADRの活用についてのセミナーを開催することが決まっております、現在準備中です。

委嘱事項8については、平成24年12月に大阪で開催された日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会で4名の発表者が研究発表を行いました。

更に諮問事項2について、本年度は、調停の実務について研究を行い、会員が調停を利用しようとする際に有用な情報を、いつでも利用し得る形で会員に提供するための施策について検討を行いました。

〔5〕日本知的財産仲裁センターについて

前述のように、ADR推進機構は、日本知的財産仲裁センターの利用促進を図るための活動をするこ

とを主な使命としております。丁度良い機会ですから本紙面を利用してセンターの紹介をさせていただきます。

日本知的財産仲裁センターは、1998年4月に日本弁護士連合会と日本弁理士会とが共同で設立した紛争処理機関です。設立当初は「工業所有権仲裁センター」という名称でしたが、その後業務の拡大に伴って、「日本知的財産仲裁センター」に改称されました。現在センターの本部は、東京の弁理士会館の1階の入口を入ってすぐの左側にあります。また大阪及び名古屋にそれぞれ関西支部及び名古屋支部があり、札幌、仙台、広島、高松及び福岡にそれぞれ北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所及び九州支所があります。調停等の申立は、東京本部の他、各支部及び支所でも受け付けております。

センターは、2012年11月1日付けで、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）第5条の規定に基づき、調停業務について法務大臣の認証を受けることができ、いわゆる認証ADR機関となりました。これにより、今後は、センターの調停申立てに時効中断効が認められることになります。

〔6〕センターの業務について

現在センターでは、相談、仲裁、調停、センター判定、事業適合性判定、センター必須判定及びドメイン名紛争処理手続の7つの業務を行っております。以下これらの業務について紹介しますが、紙面の都合上、弁理士の日常の業務に近い業務である判定については説明を簡略にし、弁理士になじみが深いとは言えない仲裁及び調停を中心に紹介させていただきます。

〔6.1〕相談

調停人、仲裁人、判定人候補者の中から選任された弁護士もしくは弁理士1名又は弁護士及び弁理士各1名からなる2名の相談員が、知的財産の紛争に関して相談を受け付けております。

〔6.2〕仲裁

仲裁は、当事者の合意に基づいて、紛争の解決を仲裁人にまかせ、仲裁人の判断に従うことにより紛争の解決を図る制度です。仲裁を申立てるためには、紛争の解決を仲裁人の判断に任せることについての当事者の合意が書面によってなされていることが必要です。

センターの仲裁手続は、弁護士及び弁理士が各1名参加して構成される3人の仲裁人の合議体（仲裁廷）により行われます。センターの仲裁手続は訴訟手続に類似していますが、訴訟手続とは異なり、非公開で行われます。

仲裁の主なメリットを示すと下記の通りです。

- a. 知的財産の分野の紛争では、権利の有効性についての判断や、権利範囲の特定や、侵害品の特定に困難を伴うことがあるが、当事者双方が望む場合には、白黒の決着をつけない灰色の解決を図ることも可能である。
- b. 裁判は、法律の専門家である裁判官により行われるが、仲裁は、知的財産についての知識及び紛争の解決についての経験が豊富な専門家（仲裁人）により行われるため、合理的な判断がされることを期待できる。
- c. 裁判は公開の場で行なわれるが、仲裁手続は、非公開で行われるため、ノウハウや営業秘密が関係

する紛争や、製品の原価や利益など社内の秘密事項が議論の対象になる職務発明に関する紛争等を第三者に知られることなく解決することができる。

d. 仲裁判断には、確定判決と同一の効力が認められる。

e. 不服申立の手続がないので、迅速な(平均6ヶ月)解決を図ることができる。

f. 裁判に比べて手続に柔軟性がある。

〔6.3〕調 停

センターの調停は、知的財産紛争に関する専門家である弁護士及び弁理士各1名からなる調停人が、当事者間の紛争の解決に協力し、機が熟した時点で和解案を提示する等して和解の成立に向けて努力する制度です。

仲裁は、短期間で紛争を解決でき、仲裁判断に確定判決と同じ効力を持たせることができるというメリットがありますが、不服を申し立てることができないというデメリットもあります。これに対し、調停はより柔軟な手続であり、調停人が提示した和解案に従うか否かは任意ですので、使いやすい紛争解決手続であると言えます。

調停手続は、申立人から調停の申立があっただけでは開始されず、被申立人が調停手続に参加する意思を表明した場合に初めて開始されます。被申立人が調停手続に参加する意思を表明することを応諾といえます。

調停の申立があった場合、センターは、被申立申立人に対して、調停手続に応諾するかどうかについての回答を求めます。その結果、応諾するとの回答があった場合には、調停手続の概要、第1回目の期日、期日の開催場所等を申立人及び被申立人に通知し、被申立人に対し、申立書に対する答弁書を提出することを求めます。

被申立人が応諾しない場合には、事件管理者が応諾するよう要請しますが、それでも被申立人が応諾しない場合には、調停不成立として調停手続が終了することになります。

調停人は、原則として、センターの運営委員会が、登録されている仲裁人・調停人候補者名簿の中から弁護士、弁理士各1名を選任しますが、当事者双方が合意すれば、当事者が、仲裁人・調停人候補者名簿の中から調停人1名を選任することができます。また申立人が申立の際に3人の調停人により調停を行なうことを希望し、被申立人が応諾する際にこれに合意した場合には、3人の調停人により調停が行なわれます。

調停人は、期日を開催して、当事者双方に十分に主張をさせ、双方の主張を十分に理解した上で、双方が歩み寄って和解に至るように導きます。期日は、原則として1回ないし3回開催されますが、複雑な事案では4回以上の期日が開かれることもあります。

期日を重ねた結果、調停人から和解案が提示され、当事者双方がその案を受け入れることができる場合には、和解契約書が作成され、調停手続は終了します。和解契約書に執行力は認められません。

センターは、平成24年11月1日付けで、調停業務について法務大臣の認証を受けましたので、センターの調停には時効中断効が認められるようになりました。調停が不調に終わった場合でも、その通知があった日から1ヶ月以内に裁判所に訴えを提起すれば、調停の申立時に遡って時効が中断します。

調停の主なメリットを挙げると下記の通りです。

a. センターの調停では、知的財産についての紛争処理手続の専門家である弁護士と、知的財産につい

ての知識が豊富な弁理士とが調停人となるため、両者の協力により、専門性を活かした紛争解決を図ることができ、調停が不成立となった場合の裁判の結果の予測にまで踏み込んで、説得力がある和解案を提示できるため、当事者が納得できる形で、当事者の紛争を和解へと導くことができる。

- b. 調停手続は非公開で行なわれるため、紛争があること自体第三者に知られることがない。
- c. 当事者は、調停により紛争を解決することを強制されるものではなく、調停に応諾しなかったり、調停を不成立にしたからといって、法的に不利益を被ることはない。
- d. 調停は当事者双方が歩み寄って和解に向けて努力する柔軟な手続であり、白黒の決着をつける場ではないため、双方を敵対関係にすることなく、双方にとってプラスになる解決を図ることが可能である。
- e. センターの調停では、調停人が当事者に適宜にアドバイスをしながら手続を進めるため、調停の経験がなくても、手続を進めることができる。申立書や答弁書に不備があっても、調停手続で当事者が話し合いを進める中で是正されるため、手続のミスにより申立人及び被申立人が不利益を被ることはない。
- f. センターの調停における、期日の開催回数の平均値は4回程度であり、短い期間で和解に至ることができる。

仲裁は、仲裁判断が確定判決と同じ効力を持つ等のメリットはありますが、不服の申立ができない等のデメリットもあり、必ずしも使いやすい制度ではないと言われています。これに対し、調停は柔軟で使いやすい制度であり、多くのメリットを有しておりますので、依頼者から紛争の解決について相談を受けた際には、ぜひ調停を紛争の解決策の選択肢の一つとしてお考えいただくことをおすすめします。

調停の申立を受けた場合、その調停に応諾しないとしても、将来訴訟で争う事態になる可能性が高いわけですから、むやみに応諾を断るのではなく、応諾して、一度調停のテーブルについて見ることをおすすめします。調停の手続を進めるうちに相手方の手の内が明らかになりますので、万一調停が不調に終わり、訴訟で争うことになったとしても、紛争の迅速な解決を図ることを期待できます。

なお調停により紛争を解決することを選択肢の一つとする場合、相手方に警告書を送る段階で、最初から相手方と敵対関係になるような表現をとらないようにすることが望ましいと言えます。

〔6. 4〕センター判定

特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に関し、対象物がこれらの権利範囲に属しているか否かの判定、及びこれらの権利の登録に無効理由があるか否かの判定を弁護士・弁理士各1名が行う制度です。センターが行う判定には、申立人だけが当事者となる単独判定と、被申立人も当事者になる双方判定とがあります。特許庁の判定とは異なり、相手方に知られずに判定を請求できること、及び無効理由の有無についても判定を求めることができることが特徴です。

〔6. 5〕事業適合性判定

事業者などに対して、研究開発段階から量産段階に至る各段階における研究開発テーマや事業等に影響を与える先行特許があるか否かについて、予め登録された判定人候補者の中から選任された弁護士1名及び弁理士1名が協働して質的内容の評価を行う制度です。判定書で示される判断の内容に応じて、第1号判定ないし第3号判定の3種類の判定があります。平成23年4月から新たに導入された制度で

す。

〔6. 6〕センター必須判定

特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体（パテントプールの管理団体）とセンターとの合意に基づき行う判定で、特定の特許が対象とする技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須の特許（必須特許）であるか否かについて判断する判定制度です。必須特許とは要するに、技術標準規格に準拠した製品を製造する際に実施せざるを得ない発明に係る特許のことを言います。

現在センターでは、地上デジタル放送に関する技術標準規格について、特定の特許が必須特許であるか否かの判定を行っております。必須特許と認められた特許はパテントプールにプールされ、一括してライセンスの対象とされます。技術標準に準拠した製品を製造しようとする者は、その技術標準に関係する必須特許の数がいかに多くても、それらの特許について一括してライセンスを受けることができます。必須特許の特許権者は、プールされている自らの必須特許の数に応じて実施料の支払いを受けることになります。

〔6. 7〕J P ドメイン名紛争処理

登録商標などが他人により不正目的でJ P ドメイン名として登録された場合の争いなど、ドメイン名についての紛争を解決する制度です。

〔7〕まとめ

日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で運営している機関ですが、日本弁理士会の付属機関ではないため、普段その業務について会員に紹介される機会は多くないと思います。そこで、本稿では、センターのバックアップを行っているADR推進機構の委員会活動について報告すると共に、センターの業務のうち、特に弁理士にとってなじみがうすいと思われる仲裁及び調停について重点的に紹介させていただきました。紙面の都合で、他の業務については詳しく説明できませんでしたが、各業務についての詳細な説明や手続についてはセンターのホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

センターは、弁理士法第4条第2項第二号の規定に基づき、弁理士が単独で代理人となって紛争解決処理に参加することが認められている機関です。センターの活性化を図ることは、我々弁理士の業務の活性化を図ることにもつながりますので、依頼者から紛争の解決について相談を受けた際には、センターを利用することをぜひ選択肢の一つとしてお考えいただきたいと思います。

以 上

平成24年度日本弁理士会委員長・センター長報告

紛議調停委員会報告

平成24年度日本弁理士会紛議調停委員会委員長

天野 泉

1. 当委員会の職務権限は

日本弁理士会会則第120条第2項に基づき、
会員の業務に関する紛議につき、会員間又は当事者その他の関係人の請求により、
調停を行なうものです。

すなわち、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求に
とり、調停を行ないます。

調停の請求があったときは自動的に調停するわけではなく、会長から調停の委嘱が
あったとき形式的な調査を行い、調停になじむか否か全体委員会で検討します。
具体的に調停を進める場合は、担当の数人の委員による特別委員会で調停を行ない
ます。

2. 委員の任期及び人数

任期は2年、委員数は20名以内です。

本年度は昨年に続いて2期目となります。

委員数は20名以内で構成し、方式、事件の内容を調査する調査部の委員と、
具体的に調停を行なう委員会の委員に分けて分担することになりました。

本年度は委員長 : 天野 泉 (弁理士同友会推薦)

同副委員長(調査部長) : 山本 彰司 (弁理士同友会推薦) です。

3. 委員会開催日及び回数

本年度委員会の定例は有りません。具体的な紛議調停の請求があったとき開催され
ます。

本年度は、

第一回 平成24年4月13日(金)

第二回 平成24年10月29日(月)

が開催されました。

第一回委員会では各委員の分担を決め、

第2回委員会では、本年最初の紛議調停請求があったので、これを審議した。

4. 諮問事項等

- A) 諮問事項 本年は特に有りませんでした。
- B) 委嘱事項 会長より平成24年紛議1号事件として紛議調停を委嘱され、調査部の方式等の調査を踏まえて、第二回全体委員会で審議し、第一担当委員会が担当することになりました。

以 上

三役奮闘記（総務）

平成24年度総務担当副幹事長

粕川 敏夫



平成24年度総務担当副幹事長の粕川敏夫です。

私は、同友会の執行部は以前二度ほど副幹事長を経験しましたが、長いこと同友会からはご無沙汰しておりました。

今回は久しぶりに執行部入りし、それも総務という三役入りで、どうしようかと思っていました。

幸いにも、石川幹事長が前年度の総務担当副幹事長でしたので、事あるごとに相談させていただき、なんとか1年間務めることができました。石川先生をはじめとする執行部のみなさんには本当に感謝です。

今年度の最大の話題は会長選挙でした。当初は、会長選挙はないとの観測が流れておりゆったりとしていました。

しかし、あっという間に連合の復活、古谷史旺先生の弁理士会会長立候補、会長選挙だけでなく副会長も同時選挙など、めまぐるしく状況も変わり、後半はあっというまに過ぎていきました。

総務の仕事柄、幹事会、臨時総会、顧問役会の開催とそのとりまとめ、そのほか弁理士会の行事などへの動員、など慣れない仕事も多く、事務所の仕事をしながら、なかなか思うようにはできませんでした。

それでも、いろいろな会合に出席するなかで、ここ最近、同友会の活動にはあまり参加していなかったため、若手の先生方もあまり存じ上げなかったのですが、多くの若手の先生方やベテランの先生方とも知り合いになることができ、とてもよかったと実感しています。

同友会の名簿を見ると、私が合格したところとは全く異なり、若手の先生方の割合がとても多く、同友会はこの若手の先生方によって支えられていることがよくわかります。最近、入会された先生の入会動機を聞いても、同友会は若手の先生が生き生きと活躍されているので入会しました、とのお話を聞くことが多く、これは反面嬉しいことだと思いました。

次年度では、この同友会の良さをよりアピールしていくとともに、若手・中堅の先生方のご協力をいただき、古谷会長、石川副会長を、同友会を通じてサポートしていきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上

三役奮闘記（会計） 「2年目の会計」

平成24年度会計担当副幹事長

本田 淳



昨年に引き続き2年目の会計です。弁理士同友会の先生方には会費をお支払い頂き真にありがとうございます。先生方お一人ずつに礼状を出しておらず大変申し訳ございませんが、しっかり同友会の通帳にて控えさせて頂いております。決して安くはない会費をきちんと支払ってくださる先生方の心意気に深く感謝申し上げます。

今年は会長選挙と副会長選挙があり、選挙にはお金がかかることを思い知りました。弁理士登録者が1万人の時代ですので、郵便一つ送るにも1万×郵便切手という計算になります。先生方の会費が貴重な財源になっております。なお、立候補された先生から多額のご寄付を頂いたことは言うまでもございません。

2年後の平成26年には弁理士同友会の周年事業があると言われております。50周年です。インターネットで検索すれば、弁政連のサイトに「平成16年10月5日（火）、午後5時より、明治記念館において、弁理士同友会創立40周年記念式典および祝賀会が開催された」とありますので、確かに平成26年は50周年に当たるようです（<http://www.benseiren.gr.jp/M2/f144.html>）。私は平成17年合格ですので40周年記念式典には出ていないのですが、話を聞くに盛大な祝賀会だったようです。この10年間で弁理士を取り巻く状況はずいぶん変わったわけですが、またまた資金が必要となります。先生方には深くお世話になりますことを今からお願い申し上げる次第です。

自分たちの世代がいつまでも一番若い世代だ、とずっと思っていたましたが、組織や福利厚生委員の顔触れを見ますと、さらに一つ若い世代が入ってきていることに気がきます。組織と福利厚生と研修の各委員会の精力的な活動により、入会者が年二桁で入ってきています。新規入会者を獲得し、そして新しい顔触れの定着を促すためにも、組織と福利厚生と研修は積極的にイベントを企画しています。組織と研修は積極的に大物を講師に呼び、研修後の懇親会をアットホームにして「同友会に入るといいことがあるよ、楽しいよ」という雰囲気醸し出しました。2週間に一度開かれる結構な頻度の口述練習会も、新規入会者の獲得にたいへんな貢献があります。他会派と比べても若い弁理士が活発に活動している姿は魅力的に映ると信じます。毎週、何らかの行事を弁理士同友会は催しています。活動するとしても持ち出しになりがちですが、そういった一つ一つの弁理士同友会の活動は会費からの収入を頼りとしています。

さて、紙幅も残っていますので弁理士同友会との関わりを振り返りますと、私は名古屋で学生時代を過ごし、岐阜で現在の職場に就職し、そして試験に合格して半年だけ東海委員会に属しました。東海委員会で暖かく迎えて下さったので思い入れが強いのですが、半年だけで東京に引っ越しましたので東海委員会に貢献しておらず内心後ろめたいものを感じます。今年、東海委員会の忘年会に出席した際には2次会にまで連れて行って下さり大変ありがたく、そして一緒にテーブルを囲んだ東海の若い先生方の活力を非常に頼もしく感じました。そういった先生方に触れ合えるのも弁理士同友会の恩恵です。皆それぞれの職場で周囲の人から慕われ頼りにされ、指導的な重い役割を果たしているのに2次会でくつろいだ話をしている、ということを感じ深く思いました。

東京に出て来て6年間、常に同友会の先生方は暖かく接して下さり、寂しく感じるひまもなく、むしろ同友会の行事が無い日には遅くまで職場で仕事ができることを嬉しく思うほどです。裏返しに言えば、それだけ同友会の先生方に暖かく接して頂いている機会が多いのだと感じます。

子どもの頃からあまり部活動やサークルに馴染めず長続きせず、好きな中日ドラゴンズを見に野球場に行っても外野席で皆で応援せず内野席で静かに心の中で念じるだけです。またそういったものとは性質が違うのかもしれませんが、弁理士同友会には6年もおります。同友会の先生方は人懐っこく魅力的です。仕事のしんどさにかこつけて、誘われても応じない引っ込み思案でやってきましたが、もうちょっと中に入っていてもいいかもしれません。

平成13年の小池晃会長以来、12年ぶりに弁理士同友会は日本弁理士会会長を輩出することができました。平成25年度の高谷史旺会長と官房長官としての石川憲副会長を支えていくためにも、そして同友会会員の先生方の繁栄のためにも、先生方の貴重な会費によるご支援をよろしくお願い申し上げます。

以 上

納涼会・旅行会・忘年会報告

平成24年度福利厚生担当副幹事長

仲村 圭代

まず、本年度の福利厚生委員を紹介させていただきます。

委員長 岩田克子

委員 田辺 恵 大和田昭彦 高井智之

さて、以下の通り、平成24年度弁理士同友会納涼会・旅行会及び忘年会について報告致します。

1. 納涼会

平成24年7月13日（金曜日）、椿山荘「マーズ」で開催されました。

今回の納涼会は、会員の慰労という観点から、会費を低額にするという試みを行いました。毎回行われているビンゴ大会は開催せずにその分の費用を抑え、ビンゴ大会に代わるものとして、蛍鑑賞やインド舞踊といった催し物を企画し、会員の皆さんに満足して頂けるよう努めました。

当日の天気予報では夕立があるとのことで、蛍鑑賞を行えるのか日中不安を感じ、仕事どころではありませんでしたが、丁度、蛍鑑賞に最適な20時頃には、雨も小雨となり、すべての参加者の方々に蛍を鑑賞して頂くことができました。

会は、まず石川幹事長から始まり、古谷先生、関先生と順々にご挨拶して頂きました。田中雅雄先生の乾杯のご挨拶以後、歓談を挟んで、会の中盤では田辺恵先生のご友人の堀さん（インド舞踊ダンサー）に、本場のインド舞踊をご披露頂きました。メイクや衣装もすばらしく、参加者の皆さんも集中してダンスを堪能しているように見えました。参加者の中にはインド舞踊に感激して涙を流す方もいらっしゃいました。これには驚きましたが、また機会があれば堀さんにオファーをしたいと思います。

インド舞踊の後、参加者の皆さんには、椿山荘の庭園まで出て、蛍を鑑賞して頂きました。当初、宴会場から蛍が見えるのかと思って参加された先生方には、少々期待外れとなってしまったのでは思いましたが、皆さん愚痴も言わずに、アクティブに庭園を散策されていたので、最終的にはご満足頂けたのではないかと思います。

今回の納涼会は、美味しい料理と蛍鑑賞を楽しめ、対応の行き届いた会場であったことから、大きな支障もなく、無事に会を終えることができました。

また、今回、参加者が50名を超えました。特に登録年数の若い、若手の先生方に多数ご参加頂き、企画が間違っていなかったことを確信致しましたが、ベテランの先生方からのご参加が少なかったことが非常に残念でした。

2. 旅行会

平成24年11月10日（土曜日）及び11日（日曜日）、熱海温泉（於・ホテルニューアカオ）で開催されました。

本年の旅行会は、同友会からの援助を頂き、会費を安く抑えることができました。また多くの会員に参加してもらうことを目的として、同友会ゴルフ同好会「桜友会」のコンペを合同で開催してもらうよう調整致しました。その甲斐あってか、最終的に36名という多くの会員が参加した盛大なものとなりました。

第1日目は、オプションとして、昼食、「MOA美術館見学」、縁結びの神様で有名な「伊豆山神社詣」をして参りました。

オプション参加者は熱海駅に集合し、昼食場所の「海幸楽膳釜つる」までタクシーで移動後、各観光地へ移動しました。大変良い天気恵まれ、「MOA美術館」「伊豆山神社」からの眺めは素晴らしかったです。第1日目のオプションには計11名が参加し「伊豆山神社詣」後に「ホテルニューアカオ」へ向かいました。



さすがに温泉地だけあってお風呂が広く、非常に楽しめる施設でした。また、宿泊したホテルは海岸線に建っているために眺めが最高でした。18時半の宴会では、総勢36名が参加しました。石川幹事長による開会のご挨拶、古谷史旺先生からお話を頂き、長内行雄先生の音頭で乾杯、歓談後に副会長の関昌充先生からの会務報告、東海会員を代表して廣江政典先生からのお話を頂きました。また、中締めのご挨拶では丸山英一先生から選挙のご報告を併せてして頂きました。

第2日目は、「ゴルフ大会」と「観光」との2つのオプションに別れて楽しみました。

ゴルフ大会は、大熱海国際ゴルフクラブにおいて行い、計13人の参加者でラウンドしましたが、昼過ぎからの雨と寒さとが酷くハードなコンディションとなったため、ハーフが終わった段階で切り上げて早めに帰路につきました。無理にプレーを継続して体調を崩される先生がいては大変ですので、この判断は英断であったと思います。ただ天候に恵まれていれば全コース回れたのに、と若干悔やまれました。

一方、観光では、熱海城見学、熱海芸妓見番にて熱海芸子の「湯めまちをどり 華の舞」を鑑賞後、昼食、来宮神社に参詣後、熱海駅にて各人お土産を購入し、15時前には解散致しました。観光の移動手段はタクシーでしたが、熱海駅周辺には多数のタクシーが走っており、また電話連絡によって直ぐに

手配することができるため、不便さを感じることなく時間通りに観光スケジュールを終えることができました。

今年の旅行会では、多数の会員に参加して頂くことができ、本年度旅行会の一番の目的を達成できたことを大変嬉しく思いました。ただ、熱海という場所が、東海会員にとってはやや遠い印象を与えてしまったのか、東海からの参加は3名という寂しいものになってしまいました。

来年以降の申し送り事項としては、来年は多数の東海会員の参加を念頭に置き、場所選びを行うこと。それから、会員の中には食べ物のアレルギーをお持ちの方もいらっしゃいますので、申し込み書中に、食べ物アレルギーに関する項目を設ける必要があるかと思います。



3. 忘年会

本年度は、平成25年度日本弁理士会役員定時選挙において、会長に古谷史旺先生、副会長に石川憲先生、常議員に茜ヶ久保公二先生、本田淳先生及び監事に田辺敏郎先生が無事に当選されましたので、通年の忘年会と併せて、各先生方の当選をお祝いする会を、ホテルオークラ東京の「コンチネンタルルーム」にて同時開催致しました。

第1部は当選祝賀会ということで、司会の総務粕川先生の開会の辞により始まり、幹事長石川先生のご挨拶、選対委員長丸山先生のご報告、磯野先生からのご祝辞に続いて、当選された各先生方からも簡単なお挨拶を頂き、全体として厳粛な雰囲気の中、会が進行致しました。



第2部の忘年会は、第1部とは打って変わってラフな雰囲気の中での進行となりました。幹事長石川先生からの乾杯のご挨拶の後、参加者の皆さんは、ホテルオークラ自慢の料理を楽しみながらご歓談されている様子でした。また、本年度の副会長関先生からの会務報告に続いて新規会員の皆さんから簡単なご挨拶をして頂き、その後ビンゴ大会を行いました。

ビンゴ大会は司会進行の福利厚生委員長岩田先生のおかげで、大変盛り上がりました。会員の皆さんにも充分楽しんで頂けたのではないかと思います。

最終的に52名という多数の会員の方にご参加して頂くことができ、大変うれしく思いました。今回、企画する側に回ったことで企画側の苦労や楽しさを実感し勉強になりました。



委員長の岩田先生を始め、委員の皆さん、それから正副幹事長の先生方のおかげで無事に全行事を終えることができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

ありがとうございました！！

お疲れさまでした！！！！

以 上

平成24年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会の活動

平成24年度北海道委員会委員長

石埜 正穂

同友会北海道支部では、北海道担当副幹事長と相談しながら、毎年秋に北海道研修会を開催しております。研修会は毎回吉田芳春先生を講師にお招きしておりますが、いつも様々なご経験を盛り込んだ魅力ある講義で、支部会員ほか、会外のメンバーや、弁理士試験に合格したばかりの方も含め、毎回楽しみに参加しております。北海道在住弁理士の絶対数が少ない中、毎年相当数の参加があり、懇親会も大いに盛り上がります。

今年度の講義は9月に開催され、アジア各国の産業財産権の留意点についてお話をいただきました。折しも尖閣諸島や竹島の問題で騒がしい時期ではありましたが、そのような背景を抱えた中国や韓国も含め、これからアジアでの出願がどんどん増える中、たいへん重要な講義でした。

同友会は数ある会派の中で唯一北海道研修を行っておりますが、本研修は北海道在住の弁理士が集まる貴重な機会ともなっておりますので、今後も引き続き開催されていくことを期待しております。

以下、過去4年間に行われた研修内容を列挙します。

◎平成21年11月21日（土）（参加者12名）

テーマ①「音響商標」

- ・商標権の音響商標への保護拡大が検討されていることを踏まえた内容

テーマ②（石埜担当）「医薬発明」等審査基準改訂の概要説明

◎平成22年9月4日（土）（参加者17名）

テーマ①「意匠審査官のつぶやき」

- ・意匠の審査実情について（物品の記載や図面表示での誤り、部分意匠の表示、類似範囲の変遷、関連意匠の活用等）

テーマ②「中小企業のオープンイノベーションの活用と限界」

- ・ビジネスを起点とする戦略、産学連携のあり方について

◎平成23年10月8日（土）（参加者15名）

テーマ「産業財産権・営業秘密・契約を駆使した中小企業支援」

- ・ 中小企業の弱点につき、検討すべき具体的な戦略について

◎平成24年9月29日（土）（参加者11名）

テーマ「アジア各国の産業財産権の留意点」

以 上

平成24年度弁理士同友会地域活動報告

東海委員会の活動

平成24年度東海委員会委員長

佐久間 卓見

今年度の東海委員会の活動について報告します。

○口述練習会（平成24年10月5日）

東海委員会では、東海地方に在住の口述試験受験生を対象に、口述試験の直前に口述練習会を開催しています。今年度は24名の受験生が参加しました。今年度の口述練習会では、以下の先生方に講師、役員を務めていただきました。口述練習会の終了後、簡単な慰労会をもちました。

（敬称略）山本喜一、森岡智昭、佐藤大輔、加藤浩一、渡邊豊之、橋本哲、坂岡範穂、西東貴士、助廣朱美、廣江政典、佐久間卓見

○忘年会・合格祝賀会（平成24年12月7日）

今年度弁理士試験の合格祝賀会を兼ねて、東海委員会の忘年会を開催しました。同友会執行部からは、石川幹事長、粕川副幹事長、本田副幹事長、仲村副幹事長に参加していただきました。また、今年度日本弁理士会副会長の関昌充先生、弁理士連合クラブ幹事長及び次期日本弁理士会会長の古谷史旺先生、弁理士連合クラブ副幹事長の小川眞一先生にお越しいただき盛大に執り行われました（会員出席者26名）。忘年会では、石川幹事長、廣江武典先生、関昌充先生、古谷史旺先生、粕川副幹事長、恒川副幹事長から挨拶を頂戴いたしました。また祝賀会には、大変多くの本年度弁理士試験合格者の方々（20名）にご出席いただきました。当日は、東海委員会の活動内容、勉強会及び旅行などについてパワーポイントを用いて紹介しました。

○勉強会（毎月第1土曜）

東海委員会では、毎月、第1土曜の午前中に勉強会を開催しています。東海委員会には企業弁理士の方が多数所属されており、この勉強会は企業弁理士の方が中心となって開催しています。今年度の幹事は森岡智昭先生です。弁護士の先生も顧問として参加されています。今年度は「実務家のための知的財産権判例70選2010年度版〔社団法人発明協会 発行〕（以下、「判例70選」という。）」をテキストに使用し、参加者が持ち回りで講師を担当しました。今年度の勉強会では以下の先生方が講師をしてくださいました。

◇1月

日時：2012年1月7日（土） 10時～12時

題材：ポリカーボネート樹脂製造技術事件（判例70選 P276～）

講師：森岡智昭

◇2月

日時：2012年2月4日（土） 10時～12時

題材：（1）内燃機関の排ガス浄化方法及び浄化装置事件（判例70選 P68～71）

（2）ヘキサアミン化合物事件（判例70選 P76～79）

講師：助廣朱美

◇3月

日時：2012年3月3日（土） 10時～12時

題材：（1）プロダクトバイプロセスクレームの技術的範囲（最近の高裁判例）

（2）スナップ構造事件（判例70選 P202～）

講師：金久保勉

◇4月

日時：2012年4月7日（土） 10時～12時

題材：（1）「切り餅」特許侵害事件（最近の高裁判例）

（2）「ピンク・レディー de ダイエット」パブリシティ権侵害事件（判例70選 P328～）

講師：福田鉄男

◇6月

日時：2012年6月2日（土） 10時～12時

題材：（1）ナビタイムサーバ事件（判例70選 P198～）

（2）楽天事件（地裁：平成21年（ワ）第33872号 高裁：平成22年（ネ）第10076号）

講師：森岡智昭

◇7月

日時：2012年7月7日（土） 10時～12時

題材：「モータ事件（平成22年（ネ）第10001～3号）」（判例70選 P214）

講師：渡邊豊之

◇9月

日時：2012年9月1日（土） 10時～12時

題材：（1）ゴルフゲーム模擬装置事件（特許）

（2）KDDI Module inside 事件（商標）

講師：助廣朱美

◇11月

日時：2012年11月3日（土） 10時～12時

題材：（1）マンホール事件 平成22年（ネ）第10014号
（2）川崎重工事件 平成24年（行ケ）第10002号

講師：犬飼康天

◇12月

日時：2012年12月1日（土） 10時～12時

題材：（1）炉内ヒータ事件 平成21年（ワ）第15096号
（2）カーナビ事件 平成23年（ネ）第10004号 平成21年（ワ）第35184号

講師担当：澤田昌久



○東海支部活動の支援

今年度の東海支部の活動には、以下の先生方が参加されています。

（敬称略）

支部幹事：太田直矢

教育機関支援機構：（機構長）山本喜一、（委員）江間路子、助廣朱美

知的財産制度推進委員会：（委員）田林大介、橋本哲

総務委員会：（副委員長）高荒新一、（委員）長谷久生

UR10委員会：（副委員長）太田直矢、（委員）広江政典

人事委員会：（委員）山本喜一

静岡県委員会：（委員長）越川隆夫

仲裁センター：稲葉民安、金久保勉

○最後に、本年度の東海委員会の運営にあたり、副幹事長の恒川圭志先生、副委員長の助廣朱美先生、廣江政典先生をはじめ、多くの先生方にご尽力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

以 上

平成24年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会活動報告

平成24年度人事担当副幹事長

中原 文彦

本年度の人事委員会の活動につき、以下の通りご報告申し上げます。

1. 本年度委員会の構成（敬称略）

委員長：吉田 芳春

委員：天野 泉、長内 行雄、藤井 稔也、井澤 幹、田辺 恵

本年度委員会の構成は、人数としては例年通りだと思いますが、今後数年から10年先の同友会人事のことを考えまして、ベテランだけではなく若手も起用し、全6名体制としました。通常人事と言えば、同友会内部のみならず、本会、関東支部等、様々な機関において経験を積まれた先生方が総合的な判断の下判断を行うべく、どちらかと言えば、ベテランの先生方で構成されていました。

しかしながら、いつまでもベテランの先生方に頼っているわけにもいかず、少しずつですが着実に次代の人事を見据える必要があります。そこで、個年度は若手（というより中堅でしょうか）の先生方にも入っていただき、ベテランの先生方からいろいろ教えて頂きつつ、会務をこなしていきました。

2. 本年度委員会の活動

（1）本会、関東支部人事

人事委員会の1つ目の大きな山場は、年度始まりの1月から3月に早くもやってきます。それは、日本弁理士会、或いは、関東支部の各委員会に委員長、副委員長、委員となる先生方を推薦する、という仕事です。

弁理士同友会から委員会に入っていただく先生方を推薦するべく、1月から3月に掛けて構成される日本弁理士会の人事委員会、及び関東支部の人事委員会に石川幹事長と人事委員会の担当副幹事長である中原が出席しました。

これらの人事委員会は各会派から出席される人事担当の先生方で構成され、次年度（この時点では平成24年度ですね）に各委員会に配属される委員等を検討し、決定していきます。

この決定に当たっては、どの先生にどの委員会に入っていただくか、会派の先生方の希望等や適性等を勘案します。そのために、同友会も所属する先生方にアンケートを回し、希望をお聞きしました。その結果、委員会への所属を希望された先生方には、多くの場合、ご希望の委員会に入ってもらったのではないかと考えています。

（２）同友会人事

同友会人事としては、平成２５年度の日本弁理士会役員（会長候補を除く）と同友会幹事長の選任があります。これがもう１つの山場となります。これらの事案を検討するべく、４月から８月に掛けて３回人事委員会を開催し、検討致しました。

平成２５年度の日本弁理士会役員を推薦するに当たっては、平成２４年１０月に行われる役員定時選挙において会長選挙も行われる点に配慮する必要がありました。すなわち、同友会から古谷文旺先生が会長候補として立候補されるという話が届いていたからです。会長候補を出すか、出さないか、ということは、全ての人事、特に、副会長候補の選任、及び次年度幹事長の選任に大きな影響を及ぼします。この点が非常に悩ましかったです。つまり、古谷先生が会長候補として立候補され当選された場合、当然、副会長、幹事長として古谷先生をサポートしていかなければなりません。単に他会派の会長に対して副会長、幹事長として対応する、ということとは異なってきます。

結局古谷先生が立候補される、ということから、副会長候補として石川憲先生を、常議員候補として、茜ヶ久保公二先生、本田淳先生を、監事候補として田辺敏郎先生を、そして、次年度同友会幹事長として粕川敏夫先生をそれぞれ選任致しました。

選挙は皆様ご承知の通り、同友会推薦の先生方は全員当選、結果として弁理士クラブ推薦の先生方も全員当選され、無事、古谷執行部が誕生することになりました。

（３）その他

その他、と括ってしまうのも失礼かとは思いますが、上記人事の他、弁理士政治連盟の委員会に関する人選、選挙の際の立ち会いに関する人選、次年度関東支部幹事の人選等、１２月まで途切れることなく人事の選任の依頼が入ってきていました。

３．雑感

以上、本年度の弊委員会の活動についてざっと説明させていただきました。ただ小生も人事に係るのは初めて、全くの素人と言って良いです。それでも石川幹事長や人事委員会の先生方、特に長内先生にはいろいろご指導いただきましたので、何とかやってこれました。

今更ながらですが、人事は本当に難しい、と思います。日本弁理士会等への委員の推薦については、幸か不幸か同友会在籍の先生の人数が少ないため、同一会派内で同じ委員会の委員の席を奪い合う、ということはほとんど起こりません。なので、基本的に委員会を希望する先生方には希望通りの委員会への推薦を行うことができます。

一方、全体での委員会への推薦人数が足りないため、同友会の先生方への委員就任のお願いをすることも多々ありました。委員会活動をされる先生方は、ボランティアでご自身の時間をやりくりしながら活動を行っています。従って、委員就任のお願いは、いわば、ボランティアをお願いすることになるため、断られることも再々でした。これは正直辛い仕事です。一方、このような状況であるにも拘わらず、就任を承諾していただいた先生方には、申し訳ない気持ちにもなります。ただ、委員会活動が、日本弁理士会、或いは、関東支部の成立の一助となっていることを考えれば、委員に就任された先生方には是非それぞれのフィールドで活躍していただきたいと切に願っております。

す。

実は、この原稿を書いている時点で既に同友会における平成25年度は始まっており、小生は再び、人事担当副幹事長を拝命しています。今年は会長選挙がないため去年よりは多少楽になるのかもしれませんが、こればかりはわかりません。ただ、いずれにしても同友会の先生方が日本弁理士会、関東支部それぞれでご活躍いただく適切な場を提供差し上げるということに変わりはありません。今年は委員の就任年限を決める、いわゆる6－8ルールが採用され適用される初年度にあたります。この辺りがどのように人事にどのように響いてくるか、これから追々分かってくることになると思います。

また、平成25年度は、古谷執行部の1年目に当たります。是非1人でも多くの先生方に委員会等に所属していただき、陰に陽に古谷執行部を支えていただければと思っています。そのため人事委員会としてもこれまで以上に多くの先生方の推薦を行って参りたいと思います。これからもご指導、ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

平成24年度弁理士同友会委員会報告

政策委員会活動報告

平成24年度政策委員会委員長

伊賀 誠司

1. 委員会の構成（敬称略）

担当副幹事長 茂木 康彦

委員長 伊賀 誠司

委員 天野 泉、竹内 裕、仁科 勝史、吉田 芳春、長内 行雄、丸山 英一、
山崎 高明、山田 武史、笹川 拓、笹野 拓馬、大和田 昭彦

2. 職務権限

政策委員会は、日本弁理士会の会務執行上の諸政策についての調査、研究に関する事項を行う。

3. 諮問事項

- （1）日本弁理士会から提示される諸問題の検討及び答申
- （2）日本弁理士会次年度役員選挙、会長候補者等に対する次年度日本弁理士会の政策の検討協力
- （3）日本弁理士会次年度役員選挙における配布パンフレット等の作成協力

4. 活動内容

- 平成24年 6月19日 第1回弁理士クラブとの合同政策委員会（会長候補者の政策について）
委員会立ち上げ前につき委員長のみ出席
- 平成24年 7月 2日 第2回弁理士クラブとの合同政策委員会（会長候補者の政策について）
- 平成24年 7月11日 第3回弁理士クラブとの合同政策委員会（会長候補者の政策について）
- 平成24年 7月26日 政策委員会の立ち上げ（委員就任依頼）
政策委員就任にあたって、弁理士連合クラブの政策委員の兼任を依頼。
- 平成24年 7月31日 弁理士連合クラブ政策委員会立ち上げ（委員長：同友 山崎高明先生）。
弁理士連合クラブ第1回臨時総会 出席
- 平成24年 8月 6日 日本弁理士会からの「会員への情報提供・通知の見直し案についての意見募集のお願い」について、委員へ意見を募集（8月24日締切）
- 平成24年 8月 6日 弁理士連合クラブ第2回臨時総会
- 平成24年 8月22日 役員協議委員会との合同委員会（会長立候補について）
- 平成24年 8月31日 上記日本弁理士会からの「会員への情報提供・通知の見直し案についての意見募集のお願い」について、答申書を作成し、総務へ提出。

古谷先生・恒川先生、ご意見ありがとうございました。

平成24年 9月 6日 弁理士連合クラブ 政策委員会 同友政策委員出席

会長立候補予定者の立候補に際しての政策の検討

平成24年 9月 6日 弁理士連合クラブ活動再開報告会 出席

平成24年 9月 6日～ 9月16日 会長立候補挨拶案、プレゼン資料等の作成協力

平成24年 9月13日～ 9月21日 会長立候補第1段パンフレット作成協力

平成24年10月 1日 弁理士連合クラブ 政策委員会 同友政策委員出席

平成24年10月 1日 弁理士連合クラブ拡大役協委員会 出席（会長及び副会長選挙突入）

平成24年10月 3日～10月 5日 会長立候補第2段パンフレット作成協力

平成24年10月 5日 弁理士連合クラブ拡大役協委員会 出席（選挙情報の集計）

平成24年10月12日 弁理士連合クラブ拡大役協委員会 出席（選挙情報の集計）

平成24年11月 1日 開票 当会選出の会長候補・副会長候補当選確定 同友選挙報告会出席

平成24年11月12日 日本弁理士会臨時総会議案説明会 出席

平成24年11月28日 弁理士連合クラブ日本弁理士会役員選挙当選祝賀会 出席

平成24年12月 6日 日本弁理士会第1回臨時総会 出席

5. 所感

本年度、政策委員会として答申書をまとめたのは、「会員への情報提供・通知の見直し案についての意見募集のお願い」についての1件だけでしたが、日本弁理士会役員選挙対策として、会長候補の政策立案への協力や配布パンフレット等の作成協力要請があったため、思った以上にハードな1年でした。しかしながら、当会選出の立候補者はめでたく全て当選となり、喜ばしい限りです。

激しい選挙を戦った古谷史旺先生、石川憲先生、それぞれご当選おめでとうございます。次年度日本弁理士会会長・副会長としてのご活躍を祈念致します。

以 上

平成24年度弁理士同友会委員会報告

研修委員会活動報告

平成24年度研修委員会委員長

中村 信彦

研修委員会 活動報告

担当副幹事長 笹野 拓馬

委員長 中村信彦

委員 山田武史 山田智重 三島広規

今年度は、下記の研修会を開催した。

第一回 平成24年1月24日

「知財高裁における進歩性判断の最新動向と今後の展望」

講師 弁護士 塚原朋一（前知財高裁所長）

第二回 平成24年6月26日

「バイオ医療発明の審査の現状と大学発医療シーズの取り扱い」

講師 弁理士 石埜正穂（札幌医科大学医学部医科知的財産管理学教授）

第三回 平成24年7月6日

「知的財産法－理論と実務」

講師 成蹊大学法科大学院教授 紋谷暢男

第四回 平成24年8月2日

「平成23年特許法改正の主要論点－通常実施権の当然対抗・冒認・再審の制限－」

講師 北海道大学大学院法学研究科教授 田村善之

第五回 平成24年8月6日及び平成24年8月23日

「誰も語らなかった著作権の本質と課題」

講師 政策研究大学院大学教授 岡本薫

第六回 平成24年11月12日

「米国企業による知財活用の最新戦略～アップル・グーグルに見る知財戦略としての新しい

ビジネスモデルを検証する～」

講師 米国弁護士・外国法事務弁護士・日本弁理士 ヘンリー幸田

第七回 平成24年12月12日

「特許関係訴訟における最善の対処方法－裁判所の見地からの実践的アドバイス－」

講師 弁護士 三村量一（元知財高裁判事）

各研修会共に、多数の受講者があった。今年度の研修のうち、第一回は前年度に企画されたものであった。また、第三回及び第四回は研修委員会の企画・実施であったが、それ以外はすべて組織委員会の企画であった。これはひとえに組織担当副幹事長 大橋剛之先生のご努力の賜であった。また、各研修会共に、認定研修の申請と事務処理が適正になされた。これはひとえに山田武史先生のご努力の賜であった。この場をお借りして深くお礼申し上げます。

本稿執筆時点において自民党政権が誕生した。今般の選挙の争点でもあったTPPには、知的財産の分野において米国有利の条項が多く含まれているが、新政権においてこの点に十分配慮を払った対応がなされるのかどうか一抹の不安を禁じ得ない。リーマンショックから生じた世界同時不況は、グローバル化を進めすぎると、ローカルな共同体の自治がまるで自然災害に遭遇したかのように不条理に蹂躪されてしまうということを知らしめた。安易にグローバル化を受け入れることは、我々の共同体である日本に、新たな災いの種を植えつけることに他ならない。今年度の研修、就中、第二回の医療特許、第三回の知的財産理論、第五回の著作権の研修を受け、こうした思いを強くした。広い視座からの研修は、即効薬ではないが故に、これからを生きる弁理士にとって今後必要不可欠である。

以 上

平成 24 年度弁理士同友会委員会報告

組織委員会活動報告

平成 24 年度組織担当副幹事長

大橋 剛之

本年度の組織委員会の活動について下記の通りご報告させていただきます。

1. 組織委員会の構成

担当副幹事長：大橋 剛之

委員長：大野 良

委員：茜ヶ久保公二 佐尾山和彦 徳増あゆみ 渡部 仁 本田 文乃
飯野 智史 石井 理太 小澤 浩子 西口 克 松本 直子
池本 和博 高下 雅弘 駒場 大視

2. 職務

組織委員会は、弁理士同友会組織の拡充および活性化を目的として、立案、審議し、実行する。

3. 諮問事項

- (1) 新規会員の入会勧誘とその組織化
- (2) 近年入会の若手会員同士の交流
- (3) 地方非会員に対する入会勧誘とその組織化
- (4) その他、組織の拡充および活性化施策の実行

4. 活動方針

3月に研修・組織合同委員会、4月に組織・福利厚生合同委員会を開催し、組織委員会の本年度の活動方針について決定致しました。

本年度も例年通り、受験生に対しては、口述練習会等の各種行事を通じて同友会の知名度アップを図り、将来の会員増に繋げる方針と致しました。また、同友会若手会員及び近年の合格者に対しては、研修会等の各種行事を通じて新規会員の入会勧誘とその組織化、及び近年入会の若手会員同士の交流を図る方針と致しました。

後述の通り、組織委員会は多数の行事を開催致します。このため、同時期に並行して複数の行事の出欠を採らなければならないことがあり、昨年度までは、出欠管理がかなり煩雑な作業となっていました。そこで、本年度からは出欠フォームサイトを使用して出欠管理を行う方針とさせて頂き、出欠管理の煩雑さを緩和させることと致しました。

なお、2月の総会では、本年度は、世代間交流と魅力ある同友会を構築することをテーマに、現在の同友会の組織の拡充および活性化施策の実行のため、会員相互の交流を深めることの出来る催しを実施するとの方針が打ち出されました。しかし、本年度は会長選挙が行われることとなってしまったため、上記の催しの検討・実施は、来年度翌年以降への先送りとなってしまいました。

5. 活動報告

(1) 長期型口述練習会（全12回）

〔日 程〕平成24年3月14日（水）～8月15日（水）（隔週水曜）

〔場 所〕練習会：弁理士会館地下B1－AB会議室又は地下B1－A～C会議室

〔参加者〕練習会：講師各回5～10名、受験生各回15～30名

長期型口述練習会は、主に口述落ちの受験生を対象として、3月から8月までの約半年間、原則隔週水曜日に全12回行いました。各回4問出題し、受験生は毎回4人の講師から4パターンの問題で練習することが出来ました。この長期型口述練習会に参加した受験生は本試験でも高い合格率を誇ったため、受験生の間では大変評判となりました。

なお、本年度は、会議室の予約の都合上、第11回の開催日程がイレギュラーとなってしまいました。受験生には大変ご迷惑をおかけしてしまいましたが、第11回の開催予定日は、弁理士会館（商工会館含む）の全会議室の予約が弁理士会の会務で押さえられてしまっていたため、この回の開催日程の変更はやむを得ませんでした。

(2) 短期型口述練習会（全4回）

〔日 程〕平成24年8月29日（水）～9月19日（水）（毎週水曜）

〔場 所〕練習会：弁理士会館地下B1－A～C会議室又は3階3－AB・DE会議室

〔参加者〕練習会：講師各回15名、受験生各回60～70名

短期型口述練習会は、主に論文合格発表待ちの受験生を対象として、約1ヶ月間、毎週水曜日に全4回行いました。通常であれば論文試験後から論文合格発表までの間は気が抜けてしまうところ、短期型口述練習会をペースメーカーにすることで口述対策をしっかりとすることができたと受験生からはとても好評でした。

なお、昨今の口述試験の難化を反映してか、本年度は昨年度に比べ、参加申込者の人数が激増しました。レーン数を増やして対応することも考えられましたが、講師及び会議室の確保が困難であったことから、やむを得ず募集期間途中で定員により締め切りとさせて頂きました。参加者の増加傾向が続くようであれば、来年度は何らかの対応をしなければならないかもしれません。



(3) 登録祝賀会

〔日 程〕平成24年5月16日（水）

〔場 所〕祝賀会：「AL ROYAL GARDEN COMON」

二次会：「麺耐房赤まる」虎ノ門店

〔参加者〕祝賀会：計84名（会員29名、無会派若手1名、新規登録者54名）

二次会：計12名（会員11名、無会派若手0名、新規登録者 1名）

昨年度に引き続き新規登録をお祝いする会を開催致しました。昨年度は震災の影響による自粛ムードを考慮して名称を新規登録者歓迎会と致しましたが、本年度は名称を従前通り登録祝賀会に戻しました。

登録祝賀会を開催するにあたって、3月より組織委員会が中心となって同友会のパンフレットの改定を行いました。そして、祝賀会では、改訂したばかりの同友会のパンフレットを新規登録者に配り、同友会の活動や部活の紹介などを行って同友会の知名度アップを図りました。

また、祝賀会では、会員が新規登録者に対し積極的に話しかけることで、会員と新規登録者との交流を深めることに務め、同友会への新規入会者にはUSBメモリをプレゼントするキャンペーンを行いました。その結果、その場で新規会員を複数名獲得することに成功致しました。



(4) 若手向け研修会（全6回）

＜第1回若手向け研修会（第1回研修会）＞

〔日 程〕平成24年1月24日（火）

〔場 所〕研修会：弁理士会館2階2－AB会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

〔参加者〕研修会：計60名（講師1名、登録5年以上14名、登録5年未満45名）

懇親会：計11名（講師1名、登録5年以上 1名、登録5年未満 9名）

〔講 師〕塚原朋一先生（弁護士・前知財高裁所長）

〔テーマ〕「知財高裁における進歩性判断の最新動向と今後の展望」

＜第2回若手向け研修会（第2回研修会）＞

〔日 程〕平成24年6月26日（火）

〔場 所〕研修会：弁理士会館3階3－AB会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 36 名（講師 1 名、登録 5 年以上 10 名、登録 5 年未満 25 名）

懇親会：計 12 名（講師 1 名、登録 5 年以上 3 名、登録 5 年未満 8 名）

[講師] 石埜正穂先生（本会会員・札幌医科大学医学部医科知的財産管理学教授）

[テーマ] 「バイオ医療発明の審査の現状と大学発医療シーズの取り扱い」



<第3回若手向け研修会（第5回研修会）第1部>

[日 程] 平成24年8月6日（月）

[場 所] 研修会：弁理士会館3階3-D E会議室

[参加者] 研修会：計 37 名（講師 1 名、登録 5 年以上 10 名、登録 5 年未満 26 名）

[講師] 岡本薫先生（政策研究大学院大学教授・元文化庁著作権課長・同国際著作権課長）

[テーマ] 「誰も語らなかった著作権の本質と課題」（第1部）

<第3回若手向け研修会（第5回研修会）第2部>

[日 程] 平成24年8月23日（木）

[場 所] 研修会：弁理士会館3階3-D E会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 31 名（講師 1 名、登録 5 年以上 9 名、登録 5 年未満 21 名）

懇親会：計 8 名（講師 0 名、登録 5 年以上 1 名、登録 5 年未満 7 名）

[講師] 岡本薫先生（政策研究大学院大学教授・元文化庁著作権課長・同国際著作権課長）

[テーマ] 「誰も語らなかった著作権の本質と課題」（第2部）

<第4回若手向け研修会（第6回研修会）>

[日 程] 平成24年11月12日（月）

[場 所] 研修会：弁理士会館3階3-C～F 合同会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 56 名（講師 1 名、登録 5 年以上 14 名、登録 5 年未満 41 名）

懇親会：計 15 名（講師 1 名、登録 5 年以上 4 名、登録 5 年未満 10 名）

〔講師〕ヘンリー幸田先生（米国弁護士、外国法事務弁護士、日本弁理士）

〔テーマ〕「米国企業による知財活用の最新戦略～アップル、グーグルに見る知財戦略としての新しいビジネスモデルを検証する～」

<第 5 回若手向け研修会（第 7 回研修会）>

〔日程〕平成 24 年 12 月 12 日（水）

〔場所〕研修会：弁理士会館 3 階 3-C～F 合同会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

〔参加者〕研修会：計 88 名（講師 1 名、登録 5 年以上 22 名、登録 5 年未満 65 名）

懇親会：計 16 名（講師 1 名、登録 5 年以上 5 名、登録 5 年未満 10 名）

〔講師〕三村量一先生（弁護士・元知的財産高等裁判所判事）

〔テーマ〕「特許関係訴訟における最善の対処方法－裁判所の見地からの実践的アドバイス」



昨年に引き続き、組織委員会では、研修委員会と合同で研修会を開催致しました。研修委員会と合同で研修会を開催することで、ベテランの会員の先生にもご参加頂くことが出来るとともに単位認定を受けることも出来ます。このため、研修会では多くの参加者を集めることが出来ました。しかし、講義形式の研修会では、ディスカッション形式の勉強会とは異なり、なかなか会員と若手弁理士との交流を図る機会が無く、同友会の宣伝や勧誘活動を行い難いのが難点です。このため、昨年と同様、研修会の後には必ず懇親会を開催するようにし、懇親会の場で同友会の宣伝や勧誘活動を行うように努めました。

なお、第 3 回若手向け研修会（第 5 回研修会）では、研修のボリュームが多かったため、講師の岡本先生のご希望により、同友会の研修会としては初めて第 1 部と第 2 部とに分けた全 2 回完結型の研修を行いました。第 2 部では、第 1 部で使用したテキストの後半部分を使用しました。このため、参加者には、第 1 部のときにお配りしたテキストをご持参頂く形となったのですが、テキストを忘れる方は 1 人もおらず、問題なく運営することが出来ました。ただ、講師の岡本先生が、第 2 部の後の懇親会を急なご都合により欠席されたため、懇親会参加者から不満の声が漏れたのが残念でした。

第 5 回若手向け研修会（第 7 回研修会）は、さすがに著名な三村先生の研修だけあって、最終的には定員の 100 名を超える参加申し込みがありました。実際の参加人数も 90 名近くとなり、同友会で

は過去最大規模の研修会となりました。なお、この回の研修会は、業者による動画撮影も入りました。

(5) 若手向け納涼会

〔日 程〕平成24年8月24日（金）

〔場 所〕納涼会：「ニュートーキョー」数寄屋橋本店屋上ビヤガーデン

二次会：「コート・ダジュール」銀座コリドー店

〔参加者〕納涼会：計19名（会員14名、無会派若手 5名）

二次会：計13名（会員11名、無会派若手 2名）

本年度も昨年度と同様、ニュートーキョー数寄屋橋本店屋上ビヤガーデンにて若手向け納涼会を開催致しました。昨年度に比べると少人数での開催となりましたが、その分多く、会員と無会派の若手の皆様との交流を図ることが出来ました。また、同友会のパンフレットを配り、同友会をアピールすることも出来たため、その場で1名の方にご入会頂くことが出来ました。さらに、複数名の方にご入会を前向きにご検討頂くことも出来ました。



(6) 口述講習会

〔日 程〕平成24年9月21日（金）

〔場 所〕講習会：弁理士会館2階2-A B会議室

慰労会：中国料理「頤和園」溜池山王店

〔参加者〕講習会：計112名（講師等8名、受験生：第1部51名、第2部53名）

慰労会：計 5名（講師等5名）

本年度も例年通り、口述講習会は第1部、第2部の2部構成で行いました。本年度も、受験機関講師の立場から、茜ヶ久保先生より口述試験のマナーやルール、対策等についてレジュメを配ってお話し頂きました。また、合格者の立場からは、浅沼先生、駒場先生より体験談をお話頂きました。口述試験対策としてこのようなきめ細やかな指導をすることによって、受験生に対して同友会をアピール出来たのではないかと考えています。

なお、本年度は昨年度に比べ受験生の参加人数が多く、最近の受験生の口述試験に対する意識の高さが伺える結果となりました。



(7) 口述練習会

〔日 程〕平成24年10月2日(火)

〔場 所〕練習会：弁理士会館3階3-A～F 合同会議室

慰労会：「ブラスリー銀座ライオン」霞ヶ関コモンゲート店

〔参加者〕練習会：計176名（講師・受付・誘導60名、受験生116名）

慰労会：計 43名（講師・受付・誘導43名）

本年度の口述練習会も、例年通り、同友会若手会員及び同友会の各種行事に参加経験のある若手の先生を中心に講師をお願いして開催致しました。本年度は、講師を54名揃えることが出来たため、9レーン全てを主査・副査の2人体制とすることが出来ました。しかし、参加された受験生の数も多かったため、途中から何名かの講師の先生に1人ブースをお願いし、最終的には、全法域10レーンでの運営と致しました。1人ブースは、口述練習会に慣れている先生に担当して頂きましたので、大きな問題もなくスムーズに運営出来たと思います。

なお、本年度は、昨年度よりも良い日程で3階全室を予約することが出来たため、昨年度よりも多くの受験生にご参加頂くことが出来ました。しかし、本年度はたまたまちょうど良い日程で弁理士会館の3階全室を予約することが出来ましたが、この時期の弁理士会館の会議室は研修等で予約が一杯であり、ちょうど良い日程で3階全室を予約するのは至難の業となっております。そのため、日程によって参加者数が大きく異なる口述練習会にとっては、この時期の他会派との3階全室の会議室の争奪戦が毎年頭を悩ませる問題となっております。



(8) 就職説明会

[日 程] 平成24年11月19日(月)

[場 所] 説明会：弁理士会館3階3-A～F合同会議室

懇談会：「Sign kasumigaseki」

[参加者] 説明会：計104名(運営11名、求人側15事務所33名、求職者60名)

懇談会：計90名(運営12名、求人側15事務所29名、求職者49名)

就職説明会は、昨年までと同様、会員不在の事務所・企業にも広く募集をかけて、説明会と懇談会との2部構成で開催致しました。形式も昨年までと同様、説明会では、講演形式での事務所・企業紹介と求職者がブースを巡回する形式での個別面談とを行う形式とし、懇談会では、フランクな形式で採用担当者と求職者との懇談を行う形式と致しました。

就職説明会では、従来より、上記のようにフォーマルな説明会とインフォーマルな懇談会との両方を用意し、短時間で採用担当者と求職者との相互の理解を図って頂けるような形式を採用しています。このため、同友会の就職説明会は、採用担当者及び求職者の双方から高い評価を得ており、就職決定率も非常に高いものとなっております。

就職説明会を通じて同友会の会員が所属する事務所・企業に多くの求職者が就職することで、将来の会員増が見込めると考えられます。

なお、本年度は参加者数も多く、開始前の会場設営や受付準備に時間がかかってしまった点が反省点として残りますが、開始後の会の運営自体は、運営委員の尽力により大きな問題もなく、評判も上々でした。



(9) プチ合格祝賀会

[日 程] 平成24年12月19日(水)

[場 所] 祝賀会：イタリア自由料理「Liberte (リベルタ)」

[参加者] 祝賀会：計41名(講師23名、合格者18名)

組織委員会では、上記(1)(2)でご報告させて頂きました通り、昨年度と同様、3月から9月までの約半年以上に渡り、主に口述落ちの受験生を対象に、弁理士試験の口述練習会を行ってきました。プ

チ合格祝賀会は、上記の口述練習会に参加して最終合格を果たした方のみをご招待して、アットホームな感じで行う祝賀会です。このように、同友会員が講師となって長期に渡り受験指導を行った方の合格をその講師となった同友会員がお祝いすることによって、合格者の同友会に対する親しみが増し、将来の会員獲得につながるのではないかと考えています。なお、祝賀会の中では、同友会のパンフレットを配り、合格者に対し同友会の宣伝も行いました。

なお、本年度は、定員の30名を遥かに超える41名の講師及び合格者にご参加頂き、もはやプチとは言えないほどの大盛況で大規模な祝賀会となりました。



6. 謝辞

最後になりましたが、本年度の行事の運営に携わって頂いた大野委員長及び組織委員の皆様、井澤先生及び一之瀬先生をはじめとしたオブザーバーの皆様、研修委員会及び福利厚生委員会の皆様、1年間色々ご協力頂きありがとうございました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 橋本 哲

はじめまして。平成21年度弁理士試験に合格し、平成24年5月に弁理士同友会に入会させていただきました橋本哲と申します。

現在、岐阜の広江アソシエイツ特許事務所に勤務しており、主に特許の出願・中間業務を担当しております。一言に特許業務と申しましても、所属事務所の方針で、国内特許業務に限られず、つたない英語力で内外及び外内出願の処理もしなければならず、日々悪戦苦闘しながら退屈しない(?)毎日を過ごしています。

私は、前職では某総合化学メーカーで電子材料の開発に携わっていました。そして開発職から転職して、現在の特許事務所に所属してから早5年が過ぎようとしています。私は生まれも育ちも横浜であり、5年前に岐阜に来た当初は、あまりの自然の豊かさに愕然としていた記憶があります。しかし、今では、休日には岐阜の名所や岐阜近郊の温泉を巡るなどして岐阜での生活を満喫しております。

弁理士同友会については（他会派についても同様ですが）、受験生時代はほとんど知りませんでした。しかし、論文試験合格後の口述練習会に参加させていただいた折りには、弁理士同友会の先生方にお世話になり、諸先生方には大変感謝しております。

さて、先日、様々な国（アジア、欧米、南米など）の代理人が一同に会する国際会議（APAA）に出席する機会がありました。国際会議では、連日、派手なパーティーが開かれ、このような場に馴れていない私としては少々疲れましたが、多くの外国代理人と交流を深めることができました。そして、特にアジア各国の代理人は自国内よりも外国市場の開拓に高い意識を有しているという印象を強く受けました。日本においても、最近のトレンドとして、日本企業の日本国内への特許出願件数が年々減少している一方で、外国関連出願が着実にあるようです。これからは、弁理士の基本業務である特許実務の修練だけでなく、語学力をはじめとする国際的な能力を身に付けるように日々勉強していくことの大切さを感じております。

最後に、弁理士同友会の諸先輩方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 駒場 大視

2012年に入会し、組織委員として活動しております駒場と申します。

入会のきっかけは大橋剛之先生企画の会派活動に参加したことです。

桜の時季、仕事あがりに皇居の周りをランニングし、シャワーを浴びて、旨いものを食べる、というシンプルながらとても爽快な時間に、同友会の風を感じました。

私が同友会を知ったのは、論文試験の合格発表直前期です。論文試験に受かっていたら定員に達する前に各会派の口述模試に申し込めるよう、事前に調べたことがきっかけです。

そもそも論文試験に合格できたのは、吉田芳春先生の御子息であり、受験業界においても滅法強い吉田雅比呂先生の論文ゼミにおいてお世話になったおかげです。吉田論文ゼミはかなりハードな部類の論文ゼミですが、法律文書の書き方を徹底的に仕込まれたおかげで、今では実務において非常に助かっています。

職場は特許庁、弁理士会館の横に構える後藤特許事務所です。

国会議事堂、霞が関を臨むデスクは解放感があり、和気藹々とした所内の雰囲気と相まって品位と高揚感のある職場であることが何よりの喜びです。この文章を書いている12月は、ちょうど国会のイチョウが黄色く色づいて落葉しつつある時季であり、晴天時には燃えるような黄色が青空とのコントラストに基づいて映える様は見事です。

とても良好な職場環境に感謝しつつ、引き続き会務を頑張っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 大井 一郎

本年度に弁理士同友会に入会させていただきました大井一郎と申します。曾我特許事務所に勤務しております。平成21年度の弁理士試験に合格し、翌年4月に弁理士登録しました。この場をお借りして自己紹介させていただきます。

和歌山県出身で、大学院まではずっと関西でしたが、就職以降は東京に住んでおります。大学での専門分野は電気・情報関連でした。1998年にシステムエンジニアとして働き始めましたが、仕事がメンテナンス中心でキャリアパスに希望が持てなくなり、2004年に曾我特許事務所に転職して現在に至っております。

日々の業務は特許がほとんどで、主に機械・電気・ソフトウェア関連発明を担当しています。国内出願についてはある程度自信を持って対応できるようになってきましたが、外国出願のほうはまだまだ学ぶことばかりです。意匠は年に数件程度扱っていますが、商標は担当したことがありません。訴訟にも関わりたいと思っていますが、今のところ機会がありません。

弁理士試験の勉強から離れてしばらく経ち、試験で問われる能力と実務に求められる能力との乖離を実感しはじめました。弁理士としてのホンネとタテマエにギャップを感じることもしばしばですが、学生でもありませんしそのあたりはあまり悩まずやっています。

麻雀好きですが、最近あまり卓を囲む機会がありません。3年ほど前に友人に誘われてテニスを始め、それなりに頻繁には練習してはいますが、スクールに通わず我流でやっているのになかなか上達しません。日帰り程度のスキーにもよく行きます。以前力を入れていた社交ダンスも細々と続けています。それからパズルや、ファミコン世代なのでゲームも大好きです。

こんな感じの人間ですが、職場以外での弁理士の知り合いがあまりいないので、交友範囲を広げられればと思い入会させていただきました。今後ともよろしくお願いします。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 服部 綾子

平成 23 年度弁理士試験合格、平成 24 年 5 月入会の服部綾子と申します。特許関連の業務自体は、特許事務所勤務がかれこれ 6 年になり、合格まで時間のかかった口です。その前は電機メーカーにて、設計や量産技術に従事していましたが、特許には縁遠い業務でした。一身上の都合で退職し、次の職を探していたときに特許技術者、弁理士という職業を初めて知りました。

多くの会員の方も同様と思われますが、同友会とのご縁は受験生時代の口述練習会によるものです。そもそも私は、同友会も含め、会派というものを昨年の論文試験の合格発表まで知りませんでした。発表日当日に想定外の合格（落ちると思って既に翌年度の論文試験の勉強を開始していました。）に慌てて、幸い事務所勤務なので先輩方から会派なるものが無料(!)の勉強会を開催することを知り、HP にアクセスしましたが、出遅れたために同友会以外は既に定員で締め切られていました。

お陰様で無事最終合格となりましたが、上記事情で同友会以外の会派にコネがないこともあって、新規登録者歓迎会の席で入会致しました。その後の半年余りで、今年度受験者向けの口述練習会と忘年会くらいしか参加していませんが、今年は日本弁理士会の会長選の年だったため、わりとドライな(東京だからですか?)人間が多いと思っていた弁理士によるディープ(?)な世界(注. 悪い意味はまったくありません。)を垣間見せていただきました。

弁理士登録により、日々の業務に目に見える変化はありませんが、同友会や研修で同業者とのご縁ができたことで、知的財産や弁理士をとりまく環境について知る機会がより得られるようになりました。国内の製造業不振により、弁理士も士業の例に漏れず苦しい状況ですが、挫けずいっそうの研鑽に努めていきたいと考えておりますので、皆様にはご鞭撻いただければ幸いです。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 田崎 聡

平成20年に合格し、今年平成24年8月に縁あって弁理士同友会に入会させていただいた田崎聡と申します。よろしくお願い致します。

私の経歴ですが、地方の大学院を卒業後、自動車メーカーに就職し、ハイブリッド自動車のモータ制御のセンサ等の設計をしておりました。その際に、発明者として特許出願をする際に弁理士という仕事を知り、「技術と法律のスペシャリスト」に憧れて勉強を始めました。仕事をしながらの勉強であったため、平日1時間程度、土日それぞれ5時間程度しか勉強時間が取れませんでした。運よく5年で合格できました。その後、特許事務所に就職し、現在に至っております。

合格直後は、様々な会派の祝賀会に参加させていただきました。当時はこの業界をよく知らず、弁理士の先生と直接会ったことも無かったことから、祝賀会で会った各先生方が神々しく見えて緊張した記憶があります。余談ですが、私は、今年の11月、弁理士同友会の合格祝賀会および就職説明会に、祝賀する側として参加させていただきました。今年の合格者の方々に私がどのように見えたのか、若干心配です。

趣味は、飲み会、ラーメン食べ歩き、グルメ、自動車、釣り（外来魚専門）等々ですが、どれも極めておらず、適当にマイペースでやっております。ゴルフは、5年前に付き合い程度で無理やりコースに数回出た程度ですが、グリーンに立つのは非常に清々しく、ボールがまっすぐ飛んだときにはかなり気持ちよかったです。今後は、ゴルフを本格的にやってみたいです。

このような私ですが、弁理士として、また弁理士同友会の会員として、人の役に立てるように日々頑張っていく所存でございます。今後とも、よろしくお願い致します。

以 上

会員の広場

新規入会者より 「よろしくどうぞ、奥富です」

会員 奥富 圭一

この度、弁理士同友会の仲間に入れていただくことになりました奥富圭一です。宜しく願いいたします。

企業で代理人業務をすることなく知財業務をしていると、自分が弁理士であることを忘れそうになります。弁理士資格が不要ということではなく、社外との交渉や秘匿特権など、無意識のうちに資格がものをいう機会はあるはずなのですが、それを意識することはあまりありません。どこかの会派に所属しようと思ったのは「自分が弁理士であることを思い出させてくれる場が欲しい」との思いからでした。

企業での研究経験を経て、特許事務所で2年、製薬会社知財部で6年、また転職して現在の食品会社知財部で5年と、転々としながら、いろいろな知財の仕事をしてきました。もとは特許を担当しておりましたが、今は特許も商標も、意匠や不競法も、何でも屋です。特許事務所で専門分野を磨くような奥深い弁理士業務は到底望める環境にありませんが、いかに効果的な他社参入障壁の構築ができるか、それを、特許、意匠、商標、いろいろな権利を組み合わせ作り上げていくか、そういったところをテーマに日々業務に取り組んでいます。

弁理士同友会は口述練習会を通じて知り、そのフレンドリーな雰囲気の魅力を感じて入会させていただくに至りました。合格後、どこの祝賀会でも「弁理士を取り巻く環境は厳しい」と暗い話を聞かされました。弁理士同友会の集まりでもそれは変わりませんでした。他の会派とは違い、ここならざっくばらんにもっと明るく建設的な話しができそうだと感じたのも弁理士同友会を選んだ理由です。

真面目な文章を書くのに疲れてきました。

私は酒造メーカーに勤務しており、もちろん飲み会好きです。γGTPも高めです。弁理士同友会は、飲み会が楽しそう、というのが実は本当の入会理由です。

諸先輩方と親睦を深め、たまには真面目な話しもして、充実した弁理士人生を歩みたいと思います。宜しく願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 犬飼 康天

はじめまして。平成24年10月に弁理士同友会に入会させていただきました犬飼康天（いぬかいやすたか）と申します。

現在は、(株)豊田中央研究所の知的財産部に勤務しており、企業内弁理士として日々の業務に取り組んでおります。

さて、弁理士同友会に入会させていただくまでの経緯についてですが、東海委員会での判例勉強会にお誘いいただいたのがきっかけでした。この判例勉強会は、東海委員会の複数名により月1回程度のペースで定期的に行われているもので、参加者が判例について輪番制で紹介し、議論するという内容です。

企業内弁理士といっても登録したての頃は、弁理士登録前と業務内容がそれほど変化せず、弁理士として今後どういった方向に進もうかと考えていました。ちょうどその頃、お誘いいただいた判例勉強会に参加してみたところ、他の会派にはないほど率直な議論が交わされており、その雰囲気にもまれてしまてなかなか発言できなかったのですが、これは自己研鑽にちょうどいいなと思いました。それ以来、定期的に参加させていただいています。最近では徐々に慣れてきて、この間は判例の紹介を担当しました。議論が盛り上がり、ベテランの先輩先生方からはなかなか良い判例を紹介したなどお褒めの言葉もいただきました。このような活動が自己の弁理士としての方向性に答えを出すものかどうかはわかりませんが、続けて参加して、とりあえずは知識面を充実させていきたいと考えています。

また、判例勉強会の後には、参加者で食事を一緒にとることもあり、先輩先生方の笑える（笑えない？）体験談や、雑談等も混じえて親睦を深めています。このように特許事務所や企業を問わずに弁理士として幅広い方々と交流できるのも、楽しみの一つとなっています。

このような私ですが、今後とも精進したいと考えていますので、諸先輩方にはご指導よろしくお願いいたします。

以 上

【平成24年度弁理士同友会会務活動報告】

平成24年弁理士同友会総務担当副幹事長 粕川 敏夫

2012年

1月11日 三役引継会

1月12日 日本弁理士会賀詞交歓会

1月13日 日弁新年会出席

同友会出席者

井澤 幹 日本弁理士会副会長

関 昌充 日本弁理士会次期副会長

石川 憲 幹事長

粕川 敏夫 副幹事長

本田 淳 副幹事長

1月24日 第1回研修会（弁理士会会議室）

講師：塚原 朋一 先生（弁護士・元知財高裁所長）

テーマ：知財高裁における進歩性判断の最新動向と今後の展望

2月16日 第1回正副幹事長会

2月20日 第1回幹事会・定時総会及び懇親会

（午後6時～午後8時 弁理士会会議室、御旦狐虎ノ門）

3月13日 弁理士政治連盟との懇談会（尚友会館）

3月13日 第1回研修・組織合同委員会（弁理士会会議室）

3月14日 第1回長期型口述練習会（弁理士会会議室）

3月15日 第2回正副幹事長会

3月16日 東海協議会慰労激励会（ホテルキャッスルプラザ）

弁理士同友会東海委員会（同ホテル）

西日本慰労激励会（ANAクラウンズホテル大阪）

同友会出席者

関 昌充 日本弁理士会次期副会長

石川 憲 幹事長

粕川 敏夫 幹事長

本田 淳 副幹事長

丸山 英一 役員協議委員長

古谷 史旺 先生

3月28日 第2回長期型口述練習会（弁理士会会議室）

4月4日 組織委員会 パンフレット改訂会議（弁理士会会議室）

- 4月11日 第3回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
4月16日 第1回組織・福利厚生合同委員会（商工会館会議室）
4月23日 第3回正副幹事長会
4月25日 第1回人事委員会
4月25日 第4回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
5月9日 第5回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
5月14日 第2回人事委員会
5月16日 登録祝賀会（AL ROYAL GARDEN COMON）
5月23日 第6回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
5月25日 八派幹事長懇親会（上海レストラン&バー 檸檬）
5月30日 第4回正副幹事長会
6月6日 第2回幹事会及び懇親会（弁理士会会議室、御旦狐虎ノ門）
6月6日 第7回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
6月16日 日本弁理士クラブ旅行会（熱海「大観荘」）

同友会出席者

関 昌充 日本弁理士会副会長
石川 憲 幹事長
粕川 敏夫 副幹事長
丸山 英一 役員競協議委員長
古谷 史旺 先生
小川 眞一 先生

- 6月19日 第1回弁理士クラブとの合同政策委員会（弁理士会会議室）
6月20日 第8回長期型口述練習会（弁理士会館会議室）
6月26日 第2回研修会（弁理士会会議室）
講 師：石埜 正穂 会員（札幌医科大学医学部医科知的財産管理学教授）
テーマ：バイオ医療発明の審査の現状と大学発医療シーズの取り扱い
6月29日 弁理士の日記念祝賀会（ホテルオークラ）
7月3日 第2回弁理士クラブ合同政策委員会（弁理士会会議室）
7月4日 第9回長期型口述練習会（弁理士会会議室）
7月6日 第3回研修会（弁理士会館会議室および東海支部）
講 師：紋谷 暢男 先生（成蹊大学法科大学院教授）
テーマ：知的財産権法 - 理論と実務
※東京会場での講義を東海会場へテレビ会議システムを通じて配信
7月13日 納涼会（椿山荘）
7月14日～15日 西日本弁理士クラブ旅行会（皆生温泉 「つるや」）

同友会出席者

関 昌充 日本弁理士会副会長
石川 憲 幹事長

粕川 敏夫 副幹事長
丸山 英一 役員協議委員長
古谷 史旺 先生
小川 眞一 先生
井澤 幹 先生

7月18日 第10回長期型口述練習会（弁理士会会議室）

7月23日 第1回臨時総会（弁理士会会議室）

7月25日 第11回長期型口述練習会（弁理士会会議室）

7月31日 第1回弁理士連合クラブ臨時総会（弁理士会会議室）

8月 2日 第4回研修会（弁理士会会議室）

講 師：田村 善之 先生（北海道大学大学院法学研究科教授）

テーマ：平成23年特許法改正の主要論点

- 通常実施権の当然対抗・冒認・再審の制限 -

8月 6日 第2回弁理士連合クラブ臨時総会（弁理士会会議室）

8月 6日 第5回研修会 第1部（弁理士会会議室）

講 師：岡本 薫 先生（政策研究大学院大学教授・

元文化庁著作権課長・同国際著作権課長）

テーマ：誰も語らなかった著作権の本質と課題（第1部）

8月 7日 顧問・相談役会（新橋亭）

8月15日 第12回長期型口述練習会（弁理士会会議室）

8月22日 役員協議政策合同委員会（弁理士会会議室）

8月23日 第5回研修会 第2部（弁理士会会議室）

講 師：岡本 薫 先生（政策研究大学院大学教授・

元文化庁著作権課長・同国際著作権課長）

テーマ：誰も語らなかった著作権の本質と課題（第2部）

8月24日 第3回人委員会（メール会議）

8月24日 若手向け納涼会（ニュートーキョー数寄屋橋本店屋上ビヤガーデン）

8月29日 第1回短期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

9月 4日 第3回幹事会及び第2回臨時総会（弁理士会会議室）

9月 5日 第2回短期型口述練習会（弁理士会会議室）

9月 6日 弁理士連合クラブの活動再開をご報告する会（東海大学校友会館）

9月12日 第3回短期型口述練習会（弁理士会会議室）

9月19日 第4回短期型口述練習会（弁理士会会議室・商工会館会議室）

9月20日 第5回正副幹事長会（弁理士会会議室）

9月21日 口述試験対策講習会（弁理士会会議室）

9月29日 北海道委員会及び懇親会（TKPガーデンシティ札幌きょうさいサロン）

10月 2日 第3回弁理士連合クラブ臨時総会

10月 2日 口述試験練習会（弁理士会会議室）

- 10月 5日 東海委員会口述練習会（日本弁理士会東海支部室）
- 10月23日 第6回正副幹事長会（隠れ居肴家 わびさび SHINOBI）
- 11月 2日 選挙報告会（新橋亭）
- 11月 9日 八派幹事長会
同友会出席者
石川憲幹事長
粕川敏夫副幹事長
- 11月10日～11日 旅行会（熱海 アカオリゾート公国 ホテルニューアカオ）
- 11月12日 第6回研修会（弁理士会会議室）
講 師：ヘンリー幸田 先生（米国弁護士、外国法事務弁護士、弁理士）
テーマ：米国企業による知財活用の最新戦略～アップル、グーグルに見
る知財戦略としての新しいビジネスモデルを検証する～
- 11月19日 就職説明会（弁理士会会議室・Sign kasumigaseki）
- 11月28日 弁理士連合クラブ当選祝賀会（ホテルニューオータニ）
- 12月 7日 東海委員会忘年会・合格祝賀会
- 12月10日 第4回弁理士連合クラブ臨時総会
- 12月11日 当選祝賀会及び忘年会（ホテルオークラ）
- 12月12日 日本弁理士クラブ当選祝賀会（東海大学校友会館）
同友会出席者
関 昌充 副会長
石川 憲 幹事長・次年度副会長
古谷 史旺 次年度会長
丸山 英一 次年度連合幹事長
小川 眞一 次年度会務検討委員会委員長
粕川 敏夫 副幹事長
本田 淳 副幹事長
- 12月12日 第7回研修会（弁理士会館会議室）
講 師：三村 量一 先生（弁護士・元知的財産高等裁判所判事）
テーマ：特許関係訴訟における最善の対処方法－裁判所の見地からの実
践的アドバイス－
- 12月19日 組織委員会主催小規模合格祝賀会
- 12月19日 プチ合格祝賀会（イタリア自由料理 Liberte（リベルタ））
- 12月20日 第7回正副幹事長会（新宿 今井屋 本店）

同好会通信

テニス同好会

会長 神崎 正浩

今年は5位でした！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、5位の地位を獲得しました。

参加メンバーは、高橋さん、内海さん、谷井さん、神崎夫婦の5人です。当日は、好天に恵まれてとても楽しい一日を過ごすことができました。

この大会は、前年度の成績に応じて上位グループと下位グループに分けて総当たり戦を行い、最後にトーナメント方式により順位を決定します。弁理士同友会チームは、2年続けて下位グループに入っておりましたが、来年は上位グループに復帰します。次回の参加予定メンバーは、気合いを入れて練習しておいて下さい。

皆さん、テニスはラケットを振ってボールを飛ばしますので、腕の力が要るように誤解されますが、実は違います。上半身は力を抜いてリラックスし、腰を回転させてラケットを振っていきます。腕の力を抜いて、でんでん太鼓のイメージでラケットを振ります。サーブも、下半身を安定させて腰を捻り、腰を戻す回転運動により打っていきます。皆さん、下半身を強化して、次回の大会に臨みましょう。

以 上



同好会通信

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」

部長 古川 友美

Cheers☆ゴルフ部、発足から4年経過しました！

過去3年間の主な活動は、練習会数回と旅行会のコンペ参加だけでしたが、2012年は、複数回のラウンドのほか、初のゴルフ合宿なども行い、大変充実した年になりました。これは、今年度色々と積極的に企画をたててくれた田辺恵さんのおかげです。みんな、ゴルフ企画があれば行きたいけど、自ら企画たてるのは大変・・・とか、色々ありますよね。そんな中、田辺さんは企画立案・参加者募集・会計などを一手に引き受け、当日もきめ細やかな配慮をしつつ、全員が楽しめる企画を次々と開催してくれました。2013年は、この流れを断ち切らないよう、幹事を交代しながら、皆で協力して活動を継続していければいいな、と思います。以下、活動記録です。ちなみに Cheers☆は女子ゴルフ部なので女性が多いですが、最近は性別問わず、老若男女で活動しています。

1. 4月17日（火）：練習会

- ・場所：神宮外苑ゴルフ場
- ・参加者：7～8名
- ・活動内容：

4/28 初ラウンド前に特訓せねば！と、急遽開催された練習会。

Cheers☆は初心者やゴルフ久しぶ

りの人が多いのでラウンド前は練習必須です！この日は Cheers☆専属コーチのウッズこと井澤プロ（ウッズは自称）が欠席のため各自自主練でした。写真の大橋氏は快調でしたね～。



2. 4月28日（土）：ラウンド

- ・場所：セントラルゴルフクラブ（茨城県行方市）
- ・参加者：8名（同友会員5名、会員外3名）
- ・活動内容：

Cheers☆初ラウンド企画です。とある飲み会で、田辺さん、仲村さん、私で「ラウンド行きたい！」と盛り上がり、その日のうちに日程決定、その後、参加者募集、となりました。当日は車3台に分乗していきしましたが、新宿集合組の山下号（カッコいい黒のレガシー！）は、開始2時間前に現地入りするという気合の入りぶり！練習もたっぷりできたようで、私が到着した頃には、皆さん既に練習を終え、休憩タイムに入っていました。初心者やゴルフ久しぶりの人達が多かったのですが、

練習の成果？か、初ラウンドを無事、楽しく終えることができました。



3. 6月30日（土）：ラウンド

- ・場所：佐野クラシックゴルフ倶楽部（栃木県佐野市）
- ・参加者：4名（同友会員3名、会員外1名）
- ・活動内容：

有志で行ったラウンド企画です。私は参加していないのですが、どうやら、昨年からゴルフを始めた仲村さんがかなり健闘した模様！？成果報告会で聴取せねば！？

4. 9月7日（金）：練習会

- ・場所：神宮外苑ゴルフ場
- ・参加者：9名（同友会員7名、会員外2名）
- ・活動内容：

合宿前の練習会です。この日は、3人も初参加の方が！写真は、恒例の串焼き狄にて撮影。初参加の方からは「女子ゴルフ部なのに男性が多いんですね～」と言。そうなんです。Cheers☆は、半数、いや、半数以上は男性で構成される女子ゴルフ部なんです。



5. 9月22日（土）～23日（日）：合宿

- ・場所：当間高原リゾート ベルナティオ（新潟県十日町）
- ・参加者：9名（同友会員7名、会員外2名）
- ・活動内容：

Cheers☆念願の初合宿。二日連続ラウンドで、二日目はコンペ形式。皆、どれだけゴルキチなの（笑）！？ またもちろん、一日目夜は宴会&カラオケ付き。カラオケ大好きなひとたちは、歌い放題でかなり遅くまで盛り上がっていましたよ。写真は表彰式の様子など（二位：田辺さん、ニアピン：仲村さん、ドラコン：徳増さん）。とっても楽しい二日間でした。



6. 11月11日（日）：同友会旅行会コンペ

- ・場所：大熱海国際ゴルフクラブ（静岡県伊豆の国市）
- ・参加者：12名（同友会員12名）
- ・活動内容：

同友会旅行会の二日目、桜友会のコンペに参加しました。しかし生憎の雨で午後は中止。午前ハーフで成績を出した結果、なんと、田辺さんが準優勝！さすが我らが Cheers☆の代表選手！おめでとうございます！また、徳増さんはドラコン獲得。さすが Cheers☆の飛ばし屋さん！私は・・・何もありませんでしたが、永遠のライバル（と私が勝手に思っている）小野氏に僅差で勝てて満足です♪（ばらしてごめんね、小野君（笑））

7. 12月23日（日）：ラウンド

- ・房総カントリークラブ大上ゴルフ場（千葉県長生郡）
- ・参加者4名（同友会員2名、会員外2名）
- ・活動内容：

12月の割には暖かなゴルフ日和でした。4人ですがコンペを開催。優勝は予想通り K 氏でしたが、その他の人にもチョコレートに参加賞がありました。チョコレートはとってもおいしかったです♪

<2012年参加者>（五十音順、敬称略。旅行会コンペ除く）

井澤幹 大坪勤 大橋剛之 大和田昭彦 小野友彰 田辺恵 徳増あゆみ 仲村圭代
古川友美 山下幸彦 会員外6名

以 上

同好会通信

野球同好会 「パイレーツ」 部長 小島 猛

今年もまた夏の炎天下の中、パテント杯争奪野球大会が開かれました。

○1回戦（7月28日）

なんと、いきなり1回戦から相手チームが棄権し、不戦勝となりました。2回戦へ。

○2回戦（8月18日）

対戦相手は意匠課でした。初回にいきなり2点を先制されるものの、その裏にすぐさま逆転。その後も得点を重ね、終わってみれば12対4の大差で勝利。3回戦へと駒を進めました。

意匠課	2	0	2	0	0	0		4
パイレーツ	3	1	1	5	2	×		12



勝って引き上げてくる選手たち



勝利の笑顔で記念撮影

○3回戦（8月25日）

対戦相手はビーグルス。なかなかの強敵とのうわさを耳にして試合に臨みました。初回を終わり、2対2の同点だったものの、2回裏に一挙4点を奪われ、6対3に。その後相手の攻撃を0点に抑える一方、1点差まで迫り、粘りを見せました。しかし、最終回は三者凡退。この試合に勝てば次は準々決勝でしたが、惜しくも敗れました。

ちなみに、相手チームのビーグルスは、その後も勝ち進み、最終的に4位でした。我々も、そのようなチームと互角に試合ができるようになったことで、自信を得た夏でした。

パイレーツ	2	1	1	0	1	0		5
ビーグルス	2	4	0	0	0	×		6



負けて悔いなし。また来年も頑張るぞ！！

以 上

同好会通信

ジョギング部 エンペランズ

部長 大橋 剛之

1. 本年度の活動報告

本年度のジョギング部エンペランズの活動について下記の通りご報告申し上げます。

昨今の健康ブーム、ランニングブームに乗って立ち上げたジョギング部エンペランズですが、本年度も昨年度までと同様、皇居の周りを走ることを主要な活動と致しました。

活動メンバーですが、同友会員のほか、近年の合格者にも声をかけ、近年の合格者には、走りながら同友会への勧誘も行いました。

活動日ですが、昨年度までは、原則として第2金曜日に活動することとしていました。確かに、活動日を第2金曜日に固定すると、予定を立て易いというメリットがありました。しかし、第2金曜日にコアメンバーの都合が悪いと、外部からの参加者が多かったとしてもその月の活動は中止とせざるを得ません。このため、本年度は、事前にコアメンバーで日程調整をし、コアメンバーの都合の良い金曜日に活動する方針と致しました。本年度は選挙があったため、金曜日に予定が入ってしまうことも多く、活動回数自体はそんなに多くなかったのですが、この方針は良かったのではないかと考えています。

着替え等を行う施設ですが、昨年度までは、半蔵門の「ジョグリス」を利用していました。しかし、本年度からは、永田町の「アディダスランベース」を利用することに変更致しました。なぜなら、ランニングをするとすると、シューズやウェアなど、どうしても荷物が多くなってしまいうのですが、「アディダスランベース」では、リーズナブルな値段でシューズやウェアのレンタルを行っていたため、レンタルを利用すれば、手ぶらでも活動に参加できるというメリットがあったためです。



活動内容ですが、上述の通り、皇居の周りを走ることを主要な活動と致しました。そして、どんなレベルの方でも参加し易いよう、Aチーム（2周チーム）とBチーム（ゆっくり1周チーム）とに分け、走力に合わせて皇居を走りました。Aチームは、いいペースで皇居を2周（10キロ）走ります。このため、ある程度走力のある方でも満足のいく練習が出来たのではないかと考えています。一方、Bチームは、適宜休憩を取りながら、その日の参加者の走力に合わせてゆっくり皇居を1周（5キロ）走ります。このため、今まで途中で脱落した方は1人もおらず、ランニングをするのが初めてという方でも、今までの参加者は全員、皇居1周（5キロ）を走り切ることが出来ています。

2. 来年度の活動予定

ジョギング部エンペランズも、いつの間にか立ち上げから4年目に突入しようとしています。昨年度までは色々施行錯誤しながら活動を行っていましたが、本年度になって、基本的な活動方針が大体固まってきました。このため、基本的には、来年度も本年度と同様の方針で活動を行っていこうと思っています。

すなわち、活動メンバーは、来年度も本年度と同様、同友会員のみなならず、近年の合格者にも声をかけ、同友会への勧誘活動も継続していきたいと思っています。また、活動日は、来年度も本年度と同様、事前にコアメンバーで日程調整をし、コアメンバーの都合の良い金曜日に開催したいと思っています。また、シューズやウェアのレンタルが好評でしたので、着替え等を行う施設も、来年度も本年度と同様、永田町の「アディダスランベース」を継続して利用していきたいと思っています。活動内容も、来年度も本年度と同様、走力別にチームを分け、皇居の周りを走ることを主要な活動としたいと思っています。

なお、本年度で練習会の基本的な活動方針がほぼ固まったので、来年度は、例えば短い距離の駅伝など、メンバーで何か大会に挑戦しても良いかなと思っています。



3. 最後に

ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消に、ブームに乗って、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験等、一切問いません。初心者、未経験者大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。是非一度活動に足を運んでみて下さい。ご連絡お待ちしております。

さて、毎度個人的な話で申し訳ないのですが、実は私、東京マラソン…またまた当たっちゃいました…（2年連続3回目）。倍率10倍近くあるはずなのに、これで私は3勝1敗です（1回も当たったことがない方も結構います）。今年もまたここで運を使ってしまいました（笑）。というわけで、私は、2013年2月24日（日）、同友会ジョギング部エンペランズを代表して（？）東京の街を駆け抜けますので、応援の程、宜しくお願い致します。

4. 本年度の主な参加会員（敬称略、順不同）

大橋 剛之（部長）、笹野 拓馬（副部長）、大和田 昭彦、駒場 大視、古川 友美
（本年度ののべ参加者数約30名）

以 上

平成 24 年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長 石川 憲

副幹事長 (10 名)

総務 粕川 敏夫

会計 本田 淳

中原 文彦 人事委員会

藤浪 一郎 日本弁理士会役員協議委員会

茂木 康彦 政策委員会

笹野 拓馬 研修委員会, 法規委員会

山下 幸彦 広報委員会, 北海道委員会

恒川 圭志 東海委員会, 北陸委員会

仲村 圭代 福利厚生委員会

大橋 剛之 組織委員会

幹事 (135 名)

愛智 宏 茜ヶ久保 公二 足立 勉 天野 泉 新井 全

飯田 昭夫 伊賀 誠司 五十嵐 和壽 井澤 幹 井澤 洵

石渡 清太 磯野 道造 稲葉 民安 岩田 克子 岩田 享完

大賀 眞司 太田 雅苗子 太田 直矢 大津 洋夫 大塚 明博

大貫 和保 岡田 英彦 小川 眞一 長内 行雄 小野 友彰

恩田 博宣 金久保 勉 川崎 好昭 川津 義人 川俣 静子

神崎 正浩 菊池 新一 菊池 徹 木森 有平 熊谷 隆

黒川 弘朗 桑原 稔 小池 晃 越川 隆夫 小島 猛

小玉 秀男 小林 保 小林 正治 坂口 信昭 坂本 光雄

笹川 拓 佐々木 功 佐藤 大輔 三林 大介 椎原 英一

塩田 伸 志賀 正武 柴田 淳一 清水 修 清水 敬一

下出 隆史 白崎 真二 神保 欣正 杉本 良夫 鈴木 市郎

鈴木 利明 須田 孝一郎 関 昌充 関原 亜希子 高尾 裕之

高野 昌俊 高橋 章 高橋 早百合 竹内 裕 武田 賢市

竹山 宏明	田代 和夫	田中 武文	田中 治幸	田中 秀喆
田中 雅雄	田 辺 恵	田辺 敏郎	谷 口 登	谷 山 守
田村 榮一	旦 武 尚	積田 輝正	戸川 公二	戸 村 隆
戸村 哲郎	内藤 哲寛	中里 浩一	永 田 豊	中 畑 孝
中村 武司	中村 直樹	中村 信彦	中村 政美	中村 盛夫
中山 伸治	成瀬 重雄	新関 和郎	西 和 哉	西浦 嗣晴
仁科 勝史	西野 茂美	野口 賢照	羽切 正治	服部 素明
萼 経 夫	林 信 之	原田 信市	廣江 武典	福田 鉄男
藤井 稔也	古川 友美	古谷 史旺	本 田 崇	松 下 満
松田 克治	松田 忠秋	松 原 等	松本 英俊	松 本 謙
丸山 英一	三島 広規	宮 坂 徹	本宮 照久	八 鍬 昇
山木 義明	山崎 高明	山田 武史	山田 智重	山本 喜一
吉田 精孝	吉 田 哲	米山 淑幸	若林 広志	廣 瀬 一

監事（2名）

吉村 俊一 森 俊 秀

弁理士同友会顧問等

顧 問（21名）

岩田 享完	大塚 明博	大貫 和保	岡田 英彦	黒川 弘朗
佐々木 功	清 水 修	須田 孝一郎	高 橋 章	竹 内 守
田中 武文	積田 輝正	中里 浩一	中村 政美	中山 伸治
西野 茂美	仁科 勝史	野口 賢照	萼 経 夫	松本 英俊
八 鍬 昇				

相談役（32名）

天 野 泉	飯 田 昭夫	五十嵐 和壽	井 澤 幹	井 澤 洵
磯野 道造	小 川 眞一	長 内 行雄	恩 田 博宣	菊 池 新一
小 池 晃	小 林 保	小 林 正治	坂 口 信昭	坂 本 光雄
志 賀 正武	高 尾 裕之	竹 内 裕	武 田 賢市	田 中 秀喆
田 中 雅雄	田 辺 敏郎	戸 村 隆	中 畑 孝	原 田 信市
古 谷 史旺	本 田 崇	丸 山 英一	山 本 彰司	吉 田 精孝
吉 田 芳春	山 崎 高明			

常任委員会

(1) 研修委員会 (担当副幹事長：笹野 拓馬)

委員長 中村 信彦

委 員 山田 武史 山田 智重 三島 広規

(2) 福利厚生委員会 (担当副幹事長：仲村 圭代)

委員長 岩田 克子

委 員 田辺 恵 大和田 昭彦 高井 智之

(3) 人事委員会 (担当副幹事長：中原 文彦)

委員長 吉田 芳春

委 員 天野 泉 長内 行雄 藤井 稔也 井澤 幹
田辺 恵

(4) 法規委員会 (担当副幹事長：笹野 拓馬)

委員長 中村 信彦

委 員 三島 広規

(5) 日本弁理士会役員協議委員会 (担当副幹事長：藤浪 一郎)

委員長 丸山 英一

委 員 吉村 俊一 須田 守一 堂本 環

(6) 広報委員会 (担当副幹事長：山下 幸彦)

委員長 笹川 拓

委 員 森 俊秀 越場 洋

(7) 組織委員会 (担当副幹事長：大橋 剛之)

委員長 大野 良
 委 員 茜ヶ久保 公二 佐尾山 和彦 徳増 あゆみ
 渡部 仁 本田 文乃 飯野 智史 石井 理太
 小澤 浩子 西口 克 松本 直子 池本 和博
 高下 雅弘 駒場 大視

(8) 政策委員会 (担当副幹事長：茂木 康彦)

委員長 伊賀 誠
 委 員 天野 泉 竹内 裕 仁科 勝史 吉田 芳春
 長内 行雄 丸山 英一 山田 武史 笹川 拓
 大和田 昭彦 山崎 高明

(9) 東海委員会 (担当副幹事長：恒川 圭志)

委員長 佐久間 卓見
 副委員長 助廣 朱美
 廣江 政典
 委 員 岡田 英彦 恩田 博宣 飯田 昭夫 綿貫 達雄
 足立 勉 内藤 哲寛 廣江 武典 福田 鉄男
 小玉 秀男 後藤 昌弘 稲葉 民安 越川 隆夫
 松原 等 金久 保勉 下出 隆史 竹中 弘
 柴田 淳一 中村 武司 服部 素明 三林 大介
 江間 路子 小林 徳夫 石岡 隆 高荒 新一
 武川 隆宣 山本 喜一 神谷 雅敏 太田 直矢
 北川 泰隆 澤田 昌久 早川 雅也 佐藤 大輔
 藤田 隆訓 加藤 圭一 田林 大介 長谷 久生
 森岡 智昭 加藤 浩一 渡邊 豊之 坂岡 範穂

(10) 北海道委員会 (担当副幹事長：山下 幸彦)

委員長 石埜 正穂
 委 員 中村 直樹 伊藤 隆夫 岩城 全紀 川成 康夫
 杉山 誠二 武部 悟 吉田 一男 古田 和義

平成24年度日本弁理士会役員等

1. 日本弁理士会役員

副会長 関 昌充

執行理事 森 俊秀

常議員 (2年度) 小林 保 田村 榮一

(1年度) 三嶋 景治

2. 日本弁理士会委員会委員

(1) 防災会議

委員長 井澤 幹

委員 杉本 良夫 藤浪 一郎

(2) 例規委員会

委員 田村 榮一

(3) 総合政策企画運営委員会

委員 古谷 史旺 羽村 行弘 青山 仁

(4) 地域企画調整委員会

委員 木森 有平

(5) 弁理士推薦委員会

委員 小川 眞一

(6) 財務委員会

委員長 石川 憲

(7) 弁理士法改正委員会

委員 中原 文彦

(8) 特許委員会

委員 石川 幸吉 田辺 恵 小野 友彰

(9) 意匠委員会

委 員 仁科 勝史 岩城 全紀 仲村 圭代 谷口 登 小早川 俊一郎

(10) 商標委員会

委 員 林 寛 本宮 照久 井澤 幹 羽切 正治

(11) ソフトウェア委員会

委 員 石原 幸典 安彦 元

(12) バイオ・ライフサイエンス委員会

副委員長 金丸 清隆 石埜 正穂

委 員 本田 文乃

(13) 著作権委員会

委 員 長内 行雄 木森 有平 廣江 武典 高村 隆司 清水 敬一

(14) 産業競争力推進委員会

委 員 川越 雄一郎 谷口 登

(15) 不正競争防止法委員会

委 員 仁科 勝史 吉村 公一 安彦 元

(16) 業務対策委員会

副委員長 石川 憲

(17) 特許制度運用協議委員会

副委員長 中原 文彦

委 員 坂口 信昭

(18) ADR 推進委員会

委員長 松本 英俊

(19) 情報企画委員会

委 員 小野 博喜

(20) 弁理士業務標準化委員会

委 員 恒川 圭志 笹野 拓馬

(21) 知財経営コンサルティング委員会

委 員 稲葉 民安 廣江 武典

(22) パテントコンテスト委員会

副委員長 飯田 昭夫 大坪 勤

(23) 農林水産知財対応委員会

副委員長 神崎 正浩

委 員 稲葉 民安 内藤 哲寛 岩城 全紀 推原 英一 羽村 行弘

(24) 企業弁理士知財委員会

委 員 渡邊 典之 大和田 昭彦

(25) 選挙管理委員会

委 員 蓆 経夫 中村 盛夫

(26) 綱紀委員会

副委員長 飯田 昭夫

委 員 山木 義明 本宮 照久

(27) 審査委員会

副委員長 松下 満

委 員 大塚 明博

(28) 紛議調停委員会

委員長 天野 泉

副委員長 山本 彰司

(29) コンプライアンス委員会

委 員 野口 賢照 坂本 光雄

(30) 継続研修履修状況管理委員会

委 員 田中 雅雄

3. 日本弁理士会研修所

研修所副所長 山田 武史

所員(2年目) 長島 瑞希 中村 信彦 田村 榮一 加藤 圭一 木内 敬二

所員（1年目） 山下 幸彦 大賀 眞司 本田 文乃 松本 直子

4. 日本弁理士会知的財産支援センター

副センター長 長内 行雄

センター員（2年目） 吉田 淳

センター員（1年目） 菊池 徹 廣江 政典 花村 太 田中 秀喆 吉村 俊一

5. 日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長 大津 洋夫

センター員（2年目） 神戸 真澄 三島 広規 竹山 宏明

センター員（1年目） 小倉 正明

6. 国際活動センター

センター員（2年目） 佐藤 大輔 新井 全 越川 隆夫

センター員（1年目） 大和田 昭彦 岡本 直樹 大野 良

7. 広報センター

副センター長 井澤 幹

センター員（2年目） 本田 淳 越場 洋

センター員（1年目） 椎原 英一 岡本 直樹 笹川 拓 大橋 剛之

粕川 敏夫 佐尾山 和彦 山下 幸彦

同友会会則

第1条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- （1）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催
- （2）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催
- （3）刊行物の発行
- （4）弁理士試験受験者の指導
- （5）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第4条（組織）

- （1）本会は、第2条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。
- （2）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第5条（役員とその選任）

- （1）本会には、つぎの役員を置く

幹事長 1名

副幹事長 数名

幹事 若干名

監事 2名

- （2）役員は、総会において会員中より選任する。

第6条（役員の職務と権限）

（1）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（2）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（3）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（4）監事は、会計を監査する。

第7条（役員の任期）

- （1）役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- （2）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第8条（会議の種類と議長）

本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第9条（総会）

- （1）本会は、毎年2月末日までに定時総会を開催する。
- （2）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第10条（総会の議決事項）

総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第11条（幹事会）

- （1）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
- （2）幹事長は、幹事の3分の1以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
- （3）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第12条（幹事会の権限）

幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第12条の2（正副幹事長会）

正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

第12条の3（正副幹事長会の権限）

正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第13条（議決）

会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第15条（顧問及び相談役）

- （1）本会は、総会又は幹事会の議決によって第5条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
- （2）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
- （3）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第16条（事務、会計年度）

本会の事務年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第16条の2

会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第17条（施行日）

本会則は、昭和49年12月4日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成13年10月3日より施行する。

付 則 本会則の一部改正のうち、第16条に関する改正は、平成17年4月1日より施行し（ただし、第16条の規定に拘らず、平成17年度は平成17年4月1日に始まる。）、第9条に関する改正は、平成18年1月1日より施行する。

編集後記

お陰様で、2012年度「弁理士同友会だより」（電子版第4号）の発行が無事完了しました。

今年は、古谷先生の会長選挙への擁立、さらにはその古谷先生及び副会長選における石川先生の当選と我が弁理士同友会にとって喜ばしい出来事がありました。これによって、「平成25年度日本弁理士会役員定時選挙報告」を巻頭に掲載することができました。2年前には、巻頭において選挙報告ができなかっただけに、捲土重来を果たした思いです。

また、喜ばしいことに、今年度の同友会だよりには、今までの電子版にはなかったような記事が盛り込まれました。

即ち、松本先生の日本知的財産仲裁センターの記事については、ADR推進機構委員会報告のみならず、日本知的財産仲裁センターの紹介をも盛り込んで頂き、弁理士として一度は読むべき大変有益な情報となっており、非常に勉強になり、かつ、感激しました。

さらには、とうとう電子版4号の今年度において初めて、公募記事として安彦先生の「知財研究活動を通じて」を掲載することができました。安彦先生から連絡があった時には、心から嬉しく思ったものです。

一年のブランクを得て今年度も広報委員長を拝命したことになります。同友会だよりが電子版になって、3度目の広報委員長の拝命です。正直、3度目の同友会だよりの編集なら今回こそは楽勝のはず、と高を括っておりましたが、過去の作業手順及びノウハウ等が頭から抜けておりました。昨年は、広報委員ではありこそすれ、平成23度の広報委員長の仲村先生が何から何までしっかりと動いてくれたために、一昨年の同友会だより編集のノウハウ等は私の脳みそから揮発してしまったようです。

そのような状況下においても、今年度も同友会だよりを無事に発行できたのも、広報担当副幹事長の山下幸彦先生、委員の森俊秀先生、越場洋先生の奮闘の賜物です。御礼申し上げます。

また、原稿を執筆して頂きました先生方、特に年末の忙しい中、執筆して頂き、心より御礼申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様、是非是非、この同友会だよりを読んで下さい！

平成24年度広報委員長
笹川 拓

弁理士同友会だより 第18巻 第1号(電子版第4号)

発行日 2012年12月28日
発行 弁理士同友会
編集・制作 広報委員会



弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子表現しています。